

# 政策資料

No.248

《復刊143号》  
1987年5月1日

巻頭言 清水 勇 .....1

## 〔特集Ⅰ〕

### 1987年度予算組み替えについて

- '87年度予算案に対する抜本的組み替え  
要求 .....2
- 委員長談話（於福岡） .....6
- 暫定予算に関する基本的な考え方 .....7
- '87年度における国庫補助負担金カット  
及びその財源補填措置等に関する申し  
入れ .....7
- 国庫補助負担率削減法案に対する反対  
討論（衆議院本会議） .....9
- 地方税法一部改正案に対する反対討論  
(参議院地方行政委員会) .....10

## 〔特集Ⅱ〕

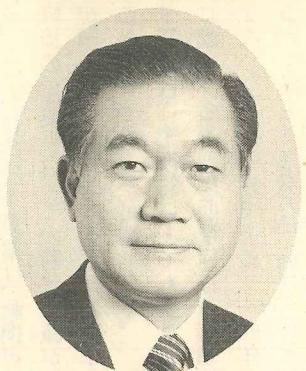
### 雇用対策について

- 最近の雇用・失業情勢に対応する緊急  
・総合雇用政策 .....12
- 「50万人雇用創出プラン」の提唱 .....27
- 「50万人雇用創出プラン」 .....30
- 雇用対策法の一部を改正する法律案 .....34
- 雇用保険法の一部を改正する法律案 .....37
- 雇用保険法に基づく失業給付等につい  
ての臨時特例に関する法律案 .....39
- 短期労働者及び短時間労働者の保護に  
関する法律案 .....41

## 〔資料〕

- 臨教審第3次答申に対する見解 .....46
- 政府の「エイズ予防法案」について  
(政審会長談話) .....48
- 鉄鋼産業に対する申し入れ .....49

日本社会党政策審議会



## 今こそ政策形成システム の確立を

清水勇

(政策審議会副会長)

最近、社会党が脚光を浴びている。少くとも、昨年の衆参ダブル選挙で、かつてない大敗北を喫したときを思うと、まるで嘘のような気配がする。

社会党が、いま上昇ムードにある原因は幾つか挙げられようが、例えは憲政史上初の女性党首である「おたかさん」の抜群な人気がムードを大きく引っぱっている事実は大きい。社会党イメージが土井登場によつてにわかに明るくなり、それが女性や青年たちのあいだに支持層を拡げているように思える。

また、今年に入つて、中曾根民主党が公約違反の大型間接税・売上税の導入に踏みきつていらい、それこそ全国津々浦々に反売上税

の声が高まり、敏感に反応したわが党的ニシアタイプで正月早々に公・民・社民連との間に売上税等粉碎闘争協議会を結成して、い的にたたかいぬいてきたことが、今まで党が結集しえなかつた流通業界や中小商工業者といった保守層のあいだに共感と期待感を集め、支持層の裾野を広げていることも事実である。そして国民の八割に達する売上税・マル優廃止反対の世論のなかで、先の統一地方選挙における躍進は、久しく長期低落をたどっていた社会党にどうして近来にない朗報だったことはたしかである。

ところで、こうしたムードと傾向は、一過性のものではないかといふシビアな見方がある。現実に、

高い土井人気と党勢の実態とのあいだに大きなギャップがあり離があるし、これを埋めなければならぬ。運動が、不人気な中曾根政治にたいする批判とアンチテーゼの域にとどまつていては、せっかくの国民各層の期待感を党への信頼に発展させることはできない。だから、問われるのは党の力量をいかに高めていくかという点にある。

政策に関連して日ごろ思つてゐることがある。それは、政策内容をどうして豊かにしていくかといふ点だ。今国会は、税制国会といわれる側面をもつてゐる。シャウブいらいの税制改革と銘うつて、政府・自民党が一連の政策を提示しているが、これにたいし社会党

案を中心に据えた野党四党の対策

がマスコミをにぎわした経過がある。字数の制約で内容に触れられないが、対案づくりにはらつた党政審の努力は並大抵ではなく、労作と評価される。

だが、自民税調が、政権党の立場をもつて政府機関や官僚陣を動員していることにたいし、わが党は問題にならぬ少数スタッフに負責のだから幾多の点で欠けることが指摘されるのは当然だろう。

しかし、当然だといつて済ましてはいけにもいかない。そこで、党はなんとしても協力的な学者・専門家・若手官僚・労組などの調査マンなどテクノクラートの再結集をはかり、議員をふくむ政策形成能力を高めていくことが期待される。

提起する方針、政策が内容的に国民の信頼がえられ、それにいきいきとした党活動、党のヘゲモニーによる大衆運動が展開されにくとき、先に指摘したギャップが埋められていくことはいうまでもない。

(しみずいさむ・衆議院議員)

# I 一九八七年度予算組み替えについて

一九八七・四・二

## 一九八七年度予算案に対する抜本的組み替え要求

日本社会党

国会で審議中の政府予算案は、日米関係の緊迫化をはじめ深刻の度を深める内外の経済・社会情勢にまつたく即応しておらず、わが党が「増税・軍拡・円高不況傍観予算」と想定したように、まさに『欠陥予算』そのものである。とりわけ政府予算案は、転換点に立つ日本経済の位置についての時代認識が欠落し、わが国の中・長期的な社会経済改革を展望することはまったく不可能である。

四〇円台に突入し、なお円先高傾向にあり、日本経済は『剣が嶺』に立たされている。この結果、輸出関連産業を中心とする経済不況が広がり、失業者は一八六万人（二・九%）に達しき、地域経済は崩壊寸前にある。

こうした内外状況は当初から十分に予測されたことであり、わが党は昨年末の党首会談などにおいて再三要求してきたところである。厳しい内外情勢に対応するためには発想を抜本的に改め、経済・財政政策を積極拡大型に大転換することが不可欠である。にもかかわらず政府予算案は『財政再建路線』に固執し、縮小均衡型に終わっている。

したがって、わが党は以下の基本方針、具体的方針に即して一九八七年度政府予算案の抜本的な組み替えを要求していく。

とくに日本の内需拡大は、国内における円高不況、景気対策という緊急性においても、また貿易不均衡の是正という国際公約においても、最優先させるべき政策基調である。しかしに政府は五年連続のマイナス・シーリングを基礎に三二年ぶりの緊縮予算案を提出し、加えて売上税をはじめ内需拡大逆行する大衆増税を強行するなど、発想がまったく逆転している。この結果、政府の経済見通しであるG.N.P実質三・五%成長はあらゆる面で不可能視されているのである。

こうした情勢下で、中曾根首相をはじめ政府・自民党首脳は政府予算案に目途がつく以前において、内需拡大のための総合経済対策や大型補正予算の編成に言及している。これは明らかな矛盾撞着であり、審議中の政府予算案が『欠陥予算』であるとの何よりの証明にほかならない。

## 【基本方針】

### (1) 政府予算案の抜本的組み替え、財政政策の大転換

来年度政府案は、未曾有の経済不況をまったく無視しており、一ドル＝一六三円、実質G.N.P.成長率三・五%という予算編成の基盤

は完全に崩壊している。売上税の撤回はもろんのこと、わが党の主張する長期的な社会的成長の展望に立ち、来年度実質四・五%のG.N.P.成長率を実現するため、円高不況克服・内需拡大の積極予算にするよう抜本的な予算案の組み替えを行なう。当面する経済状況に効果的に対応するためには、財政政策の弾力化が不可欠であり、財政再建の目標を五年程度延期することも必要である。

### (2) 大幅減税先行、増税撤回

厳しい経済情勢下で、最終消費支出増による内需拡大をはかるため、まず大幅減税を行なう。

中曾根首相は、今回の税制改革にあたり、「大型間接税の導入は行なわない」「中堅サラリーマンの負担軽減」などと公約してきたが、売上税は大型間接税であり、また、法人税減税を大衆増税で賄うため大方の労働者にとって税負担は増大する。公約に違反し内需拡大に反する税制改革を阻止する。売上税の導入、

マル優など非課税貯蓄制度の廃止を絶対に許さず、不公平税制の是正を徹底的に推進する。その中で、来年度政府案（約一・七兆円）を大幅に上回る減税（約二・七兆円）を実施する。

○万人雇用開発プログラム」に上乗せした「五〇万人雇用創出プラン」を強力に推進する。

### (3) 公共事業の大幅拡充と地域経済の振興

政府予算案では、防衛費は前年度当初予算比五・二%増と優遇され、政府自らが定めた防衛費の対G.N.P.比一%枠を〇・〇〇四%、一三四億円突破している。これは軍事大国化への道を開くものである。わが党は、防衛費を少なくとも前年度並みに凍結し、一%枠を厳守するとともに、将来にわたって段階的に削減していく計画を策定する。また、ODA

を援助相手国の自立化に資するものとなるよう海外援助機構・制度も含めて内容を検討し、増額する。

## 【具体的方針】

(1) われわれの税制改革による増減税  
※下段にある数字は、政府予算案からの増減を示す。

(単位：億円、△は減を表す)

### (4) 内需拡大と不況・雇用対策の積極的推進

賃金の引き上げはもちろんのこと、所得減税や福祉、教育対策の拡充により消費の拡大をはかるとともに、公共事業の大幅拡大によって内需拡大を推進する。また、円高の影響をまともに蒙っている中小企業や、地域の経済に深刻な打撃を与えていた石炭産業などに對し、積極的な対策を講じる。さらに雇用対策としては、わが党が提唱している政府の「三

① 売上税、利子所得に対する一律分離課税の撤回など  
公的違反の売上税の導入、マル優の廃止等を止めさせる。

(△一一、七〇〇)

(2) 大幅所得税減税などの実施

政府案を大幅に上回る減税を実施する。

(△二七、〇〇〇)

(2) 不況産業・地域、中小企業対策

特定地域中小企業振興対策費補助金や産

業基盤整備に対する利子補給金、石炭政策

関係費などを増額する。

(二八五)

(一三〇)

(3) 不公平税制の是正

現行不公平税制を徹底的に是正し、公

平・公正な税負担を実現する。

(二二、三六〇)

\* なお、地方税についても約七〇〇〇億円の減税実施と不公平税制是正のための地方税改正を行なう。

(2) 防衛関係費の凍結、軍縮、平和の推進

① 防衛関係費の対G.N.P比一%枠の突破は、歯止めなき軍拡への第一歩である。よ

つて、防衛関係費を前年度並みに凍結し、

防衛費の対G.N.P比一%枠を厳守する。ま

た、「思いやり予算」の増額は行なわない。

(△一、七三九)

② 世界の平和と繁栄のため、ODAを前年度比7%増にする。

(一七六)

(4) 社会保障の充実

国民健康保険制度の抜本改善による地域保健医療システムの整備、老齢福祉年金の給付水準の引き上げをはかるとともに、在宅福祉対策など地域での福祉を充実する。(三三一)

(5) 教育・文化の充実

① 「初任者研修費」など国民的合意を欠いた臨教審答申の予算化や、教職員の主任手当を削減する。

(△四四)

② 私学助成の充実、国立学校授業料などの据え置き、四〇人学級の早期実現などをかる。

(二一〇)

③ 入場税の撤廃、地域文化の振興のため文化予算を増額する。

(三〇)

(6) ローカル線維持など交通対策の推進

国鉄清算事業団に対する補助(北海道、四国、九州各新会社に対する経営安定基金、地方交通線の維持対策を含む)、地方バス運行確保、特定船舶製造業安定協会に対する船舶解撤促進事業補助、船員雇用対策事業費等を増額する。

(一、四六七)

(3) 円高不況・雇用対策の強力な推進

① 雇用対策の強化

雇用対策法の強化(大量雇用変動の届出制度の強化など)による一定の解雇制限の実施を前提に、政府の「三〇万人雇用開発プログラム」に上乗せし「五〇万人雇用創出プラン」を実施する。(一、九一三)

(6) みどり・林業、環境対策の強化

① 農林漁業の基盤整備を実施するなど、

みどり・林業対策を強化する。

(一、四二二)

(9) 地方財政対策の強化

地方交付税の総額確保等財政調整制度の充実、国庫補助負担率引き下げの中止と地方単独事業等の充実、地域産業振興をはかる。国庫補助負担率引き下げについては、中止する

こととし、かつ福祉・文教・公共事業の拡大をはかるため、交付税への特例加算、地方税改正增收額等については、減税財源と地方財政需要増額にあてる。（一八、七三〇）

#### (10) 公務員給与改善費の計上

人事院勧告の完全実施をはかるため、公務員給与改善費の一%を当初予算に計上する。なお地方においても同様に措置する。

（八五五）

#### 《付記》

- ① この予算組み替えにより、予算規模は前年度当初比五兆六八六七億円、一〇・五%増え、五九兆七七五三億円となる。

② 減税は、表示のほか個人住民税六六〇〇億円（政府案二三二四億円）の減税を実施するが、この財源補填は、国税増収（所得税・法人税）による交付税の増額、国税改正による地方税へのね返り、地方税における国税改正に見合う不公平税制是正（少額貯蓄を除く利子への地方税課税等）等によつて確保する。

【歳 入】		【歳 出】	
1 われわれの提案による不公平税制の是正による税収増	二〇、七七〇	1 防衛関係費の凍結	△一、七三九
2 所得税減税等	△二、三六〇	2 円高不況・雇用対策の強力な推進	二、一九八
3 売上税、利子課税等の撤回	△一、七〇〇	3 社会保障の充実	三三一
4 当初予算を上回るNTT株の売却収入を国債整理基金に繰り入れず、一般会計に回す	一八、六七三	4 教育文化対策	一九六
5 建設国債の増発	一八、六〇〇	5 みどり・林業・環境対策	一、五五二
		6 公共投資の拡大	三五、〇〇〇
		7 地方交通線の維持等	一、四六七
		8 补助金カットの撤回・地方単独事業の拡大	一八、七三〇
		9 ODAの増額	一七六
		10 売上税計上分の歳出削減	△八六七
		11 不要不急経費の削減	△一、五八六
		12 公務員給与改善費	八五五
		13 国債費	四三〇

#### 《註》

表中歳入の1、～3、項のカッコ内の数字は、政府予算案からの増減ではなく、われわれの税制改革案の実数である。

## 談話

### 日本社会民主党

中央執行委員長 土井たか子

一、売上税導入とマル優廃止に反対する世論と運動は、まさに国民的規模の巨大なうねりとなっている。この勢いは、岩手の参院補選が示したように、保守基盤の自民支持層をもまきこみ、いまや何人も押しとどめることのできないものとなっている。

中曾根内閣と自民党は、この圧倒的な民意に背をむけ、売上税、マル優廃止、さらには防衛費一%枠突破など、選挙公約違反の施策を盛った予算案の強引な成立を狙つていている。このため、国会は異常な緊迫と混沌を深め、予算審議が大幅に遅延、暫定予算の編成は必至となっている。この責任があげて中曾根内閣と自民党の側にあることは明白である。

一、いま失業率は三%を超えて、貿易摩擦がさらに深まり、内需拡大が急務となっている。わが党は成長率を四~五%とする内需拡大のための予算を主張してきたが、現状のもとで暫定予算を編成する場合、単なる事務

的性格のものとするのではなく、公共投資の積極的拡大、中小企業、雇用対策の推進、自治体への財源保障など円高不況下の国民のニーズに十分に配慮した緊急政策(別紙)を盛り込むべきだと考える。具体案については四野党で協議し、政府に強く要求、本予算審議とは切離して措置することとした。

一、今回の統一自治体選挙は、今日、売上税をはじめとする公的違反の施策に対する「住民投票」の性格をもつてきた。このため、全国各地の自治体で自民党議員までが続々と「反対」に加わり始めてさえいる。しかし、投票日までの、選挙めあての反対ならば中曾根首相のやり口を繰返すことにはならない。本気で反対するというのなら、たとえ自民党を離党しても信念をつらぬくべきである。

中曾根内閣と自民党が民主政治の根本を否定する現在の態度に固執するかぎり、院内では、六〇年安保国会、七六年ロツキード国会をもしのぐ対決の力を発揮する。院外でも、中央・地方にわたって、いつそう広範な国民の結集に全力をあげる。その結果、岩手の補選が示したような国民の圧倒的な盛りあがりがわれわれを支え、目標を



# 暫定予算に関する基本的な考え方

## 一、暫定予算の枠組みについて

- (1) 事務的経費の計上は当然であるが、急激な円高不況に対処する雇用対策、中小企業対策など緊急の助成措置を積極的に盛り込むこと。
- (2) 国内における不況極面に対処し、国際経済摩擦の解消のためにも内需拡大にむけて、生活関連の社会資本投資を中心とする公共事業費を大幅に計上すること。したがって新たな国庫補助金カットは行なわないこと。
- (3) 産業構造の転換、円高による地域経済疲弊の状況にかんがみ、地方自治体の財源対策について万全を期すこと。
- (4) 「同和」行政に関する「地域改善対策特別措置法」「石炭鉱業合理化臨時措置法」「炭鉱離職者臨時措置法」など、一致しうるいわゆる日切れ法案を処理とともに、その執行のための予算措置を講ずること。

## 二、具体的な要求項目

政府・自民党は、六一年度における国庫補助負担金カット（三年間の継続措置）六二年度影響額は一兆二八〇〇億円）に加え、再三の約束を反古にし、六二年度において再び新たな国庫補助負担金カットを提案している。

この新たなカットは、合計二一七〇億円であり、その財源対策として昨年末の地方財政対策においては、経営経費分の交付団体分（二九六億円）は交付税への特別加算で、不交付団体分（七四億円）は調整債で措置するとさ

教育訓練、出向等を活用した円滑な産業間、企業間移動等の促進。雇用調整助成金の支給。総合的な地域雇用対策の実施、高年齢、特定不況業種離職者等の雇用機会の開発など。

- 1 公共事業  
住宅、下水道、公立文教施設などの建設、河川改修など。
- 2 不況対策  
特定地域中小企業振興対策費補助金、産炭地域振興交付金、産業基盤整備に対する利子補給金など。
- 3 雇用対策  
6 その他  
土地改良事業、基盤整備事業の推進。森林・林業、木林産業活力回復事業。漁業危機に対応した雇用対策の推進。
- 4 農林漁業  
福利関係  
デイケア、ショートステイ、介護者派遣等の推進。

一九八七・三・二〇

れた。また、投資的経費分については、一二〇〇円（国費減額相当額と説明される）については臨時財政特例債で対応し、交付団体分については元利償還費の全額を国負担とし、六〇〇億円（事業拡大分と説明される）については、調整債で対応するとされていた。

わが党は、以上のような新たな補助金カット及び財源補填措置は、①再三の約束破りの地方財政への負担転嫁、②過去においても国は当座の財源対策の補填措置として国負担・後年度精算と約束しながら約束を破り結局は元利償還を地方に押しつけてきている、③臨時財政特例債においても、不交付団体は丸々当該団体負担、調整債分も結局は地方負担分と交付税措置（交付税はもともと地方固有財源であり、その総枠は決まっている）というような重大な問題点を持ち、国の責任を放棄するものであるとともに、国・地方の財政秩序と信頼を破壊し、地方財政に重大な支障を与える、結局は住民福祉の後退に直結するものとして強く反対し、先に、「国・地方の財政秩序維持に関する申し入れ」も行なっている。

しかし、去る三月一七日の書記長・幹事長会談において、自民党から「カット分について一般会計から補填措置を講ずる」とされ、審議・採決が決定された。

このことは、第一には、六二年度地方財政計画全体の枠組みを実質上の決定及び政府の

提案している財源補填措置の容認、といった曲解を招く恐れが生じる。

また、地方税改正案の処理（たばこ消費税を含む日切れ部分）と併せて、六二年度地方財政対策の審議の相当部分が十分な議論も行われぬまま決着されるかの誤解を招きかねない重大な問題である。

したがって、今回の日切れ法案及び暫定予算関係法案審議が、異常な事態における、異例の措置であり、書記長・幹事長会談における改めての提案であることに鑑み、最低、以下の措置を講ずるよう強く要求する。

#### 記

(一) 六二年度地方財政計画及び地方交付税改正案の議論が決着したものではなく、暫定予算執行上の特別の措置であり、六二年度地方財政計画及び地方交付税改正案審議とは遮断されたものであるという点を確認すること。

(四) 国庫補助負担金カットは、これが最後であり、六三年度以降、新たなカットは行わず、またこの間の地方債のカットに係る増発分の元利償還等に係る後年度精算・国負担は必ず行なうと約束すること。

さらに、六三年度までの終了後については、補助負担率の原状回復措置を講ずること。

右、申し入れるとともに、明確な回答をいただきたい。

一九八七年三月二〇日

(二) 「カット分については一般会計から補填措置を講ずる」という発言を担保する具体的措置、すなわち、昨年末決定の地方財政財源不足対策に加え、臨時財政特例債（不交付団体分）の元利償還の国による負担、調整債の元利償還の全額国負担（交付税への特例加算等）等の具体的裏付け措置を提示すること。

日本社会党  
書記長　伊藤山口鶴男  
政策審議会長　伊藤山口鶴男  
予算部会長　川崎藤万  
地方部会長　加藤萬治

自由民主党

幹事長 竹下

政務調査会長 伊東正義

大蔵大臣

宮沢喜一 殿

登

一九八七・三・二十五

## 国庫補助負担率削減法案に対する 反対討論（衆議院本会議）

私は、日本社会党、護憲共同を代表し、た  
だ今議題となりました、国庫補助負担率削減  
法であります、水源地域対策特別措置法改正  
等法律案並びに、砂防法改正等法律案につき  
まして反対の討論を行います。

この二法案は、実際には、補助金削減、七  
法案を一括したものであり、同様のものが、  
運輸委員会に、四法案、農林水産委員会に、  
二法案が付託されております。また、補助負  
担率が政省令に委ねられているものについて  
は、法改正によらず、予算措置で削減が予定  
されており、その地方公共団体に与える影響  
額は、六二年度においては、二一七〇億円と  
されております。

今わが国の産業、経済は、ついに一ドル一



う名の大間接税の導入、マル優廃止など大  
増税を策動し、ひたすら、自治体と国民に犠  
牲を強いる、内需縮小路線を推進しているの  
であります。

国庫補助負担率削減は、五七年の行革特例  
法以来続けられており、六〇年度においては、  
一年限りという約束であつたにもかかわらず、  
六一年度には、この約束を破り、補助率  
削減を更に拡大したのであります。

これは、三年間の暫定措置とし、その間、  
国地方間の財政関係に変更をもたらすような  
措置は講じないと、再び約束されました。

ところが六二年度予算において、更に、二  
年間の上積み削減を実施しようとするもので  
あります。五九年度以来、地方財政は、覚書  
に三%を突破し尚、各企業とも、引き続き  
人員削減を含めた合理化をすすめておりま  
す。

勤労者は、失業不安と、生活不安に大きく  
あえいでおります。

政府は、こうした状況に対応し、内需拡大  
を公約しておりますが、実態は、いまや亡靈  
ともなつたと思える、「増税なき財政再建論」  
にしがみつき、超縮小均衡財政を開してお  
り、一方においては、防衛費対GDP比一%  
突破に象徴される、軍事費の突出、軍事大国  
化への道を歩もうとしています。

また、「公約違反」である、「売上税」とい  
う名の大間接税の導入、マル優廃止など大  
増税を策動し、ひたすら、自治体と国民に犠  
牲を強いる、内需縮小路線を推進しているの  
であります。

地方の累積債務総額は何と、六三兆円にも

達しようとしております。

この様に地方自治体は極めて、困難な財政事情のもとで、尚地域住民の福祉と健全な地方自治を守るため、最大の努力をしているにもかかわらず、政府が、自からの財政施策のあやまちを、一方的に地方自治体に転嫁しようとする姿勢は、政府による地方自治の破壊であり又、憲法の精神をも無視するものと、云わざるをえません。

しかも、今回の国庫補助負担率削減は、地方財政法にもとづく国庫負担、直轄事業が、その大部分となつております。國が責任を負うべきものであります。

去る、一七日経済企画庁が発表した、六一年暦年の実質成長率は、二・五%と四九年以来の低成長となり、又、G.N.P.の最大の力である個人消費は、六一年一〇月から一二月までの三ヵ月間前期に比べ、マイナス〇・七%減と五〇年以来実質マイナスに、転化したことは、今日の地域経済の低迷とその深刻さを示したものであります。この様な深刻な経済情勢のもとで、内需拡大の道は、一つには、かかるて地域における経済の活性化であります。

そのためには、先ず個人の消費支出の拡大のための条件整備が必要であります。二つには、地方自治体が軸となる地域における福祉体系の整備であります。

三つには、それぞれの地域の条件に応じた、住民生活に密着した生活環境整備等があります。

そのためには先づ自立した健全な自治体財政の確立が急がれるのであります。

この様な時に政府は現在「四全総」を策定作業中でありますが、中曾根總理の指示による、東京一極集中助長の中間報告は、地方の総反発を受けております。

多極分散型の国土の均衡発展、地域間格差是正をめざす福祉、分権参加の開発計画の策定と、社会資本の積極的な推進こそがもとめられるべきであります。

政府は、速やかに、国庫補助負担率削減や売上税等の大増税をやめ、軍事大国化から福

一九八七・三・二六

## 地方税法一部改正案に対する反対討論 (参議院地方行政委員会)

私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただ今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論をいたします。

第一に、本案は、政府提出の地方税法等一部改正案の日切れ部分を抜取り、審議・成立させようという異常・特別の手法がもちいられております。その原因が、政府提出の税制改革案であります売上税導入、マル優廃止にあることは周知のとおりであり、政府提出の

社大國化への、路線転換をおこなうべきであります。

そのためにも、国民経済、福祉の充実、不公平は正による、大幅所得減税の実施、地方財政の拡充強化を図り、補助金削減分の全額国庫補填、補助負担率の原状回復を実現すべきであります。

健全な地方財政の確立、民主的地方自治の発展こそ、国民経済基礎であり、不況脱出の基盤とすべきものであります。

以上の観点から、私は、日本社会党護憲共同を代表し、政府の姿勢の誤ちを指摘し、反対討論を終わります。

(討論者・三野 優美)

地方税法改正案におきましても電気税・ガス税の売上税への吸収、また、マル優廃止を前提とした利子割交付金を含んでおります。そした政府案に対する批判が集中し、その年度内成立が絶望となつたために本案のごとくの日切れ案件の処理が行われようとするものであり、このこと自体が極めて遺憾と言わざるを得ません。したがつて、私どもは、あえて地方税本来の課題についても質疑を行はず、付帯決議も附しません。極めて不本意な事態であることを表明しておきたいと思います。

第二に、本案によつて、六二年度地方財政計画及び地方交付税改正案を含めまして、六二年度の地方財政対策の議論が決着されかねない状況に追い込まれようとしております。財政計画は、制度改革、財源対策等が一体として審議されるべきものであり、その一部のみ十分な審議もないままで採決せざるを得ない状況は、地方財政を充実させようとする議論と背反するものであり、私どもは地方財政の混乱を回避すべく審議には応じましたが、六二年度地方財政計画及び地方交付税改正案、さうに政府提出地方税改正案並びに売上譲与税法案の今後の審議について、本案の可決が何ら影響・拘束されないことを表明いたしました。

第三に、本案においては、地方たばこ消費

税の六一年度一年限りの特例の延長、国保税の三七万円から三九万円への引き上げ等が含まれております。これらは、国会や地方制度調査会等における一連の議論をまったく無視して行われることであり、第一には、約束違反の国庫補助負担率削減に起因する財源補填であり、第二に、国民健康保険制度の欠陥からくる矛盾であり、第三に、再三にわたつて必要が論じられた地方税源の充実、不公平税制は正を放棄した結果によるものであります。このような当座の便法と国民負担増によつて地方財政そのものが大きく歪められ、構造的な欠陥性を深めるとともに、地方自治そのものが軽視されている点を指摘せざるを得ません。

力姿勢を良いことに日切れでないものまでドサクサにまぎれて通そうとするのは空き巣にも似た行為と言わなければなりません。

第五に、私は、このような事態となつた以上、虫喰い法案となつた政府提出の売上税・マル優廃止関連法案である地方税法改正案、売上譲与税法案については、速やかに撤回すべきと考えます。既に、参議院岩手補欠選挙結果及びこの間の内閣支持率の急落を見ても国民の審判は下つております。与党である自民党の幹部や政府主要閣僚ですら修正論やら反対論を叫び、自民党は自党の候補者が反対を公約することを放置すらしています。最早、政府税制改正案は審議に値しないものとなつています。国民の声である大幅所得減税、なかなか個人住民税減税を不公平税制の是正によって六二年度において新たな国庫補助負担率削減が行われようとしている状況に対し、大きな怒りを感じます。國から行革を提起されるまでもなく地方は自主的努力によつて財政の健全化に努めております。ところが、健全化されようすると財政転嫁をしてくるという政府の姿勢は最早、地方財政の敵といつても過言ではありません。しかも、日切れと称し、このカット法案まで成立させられようとしております。政府・自民党自らが国民の理解も得られない、したがつて国会で成立が難しい予算案、税法を提出しておきながら野党の協

(討論者・佐藤 三吾)

### 雇用対策について

一九八七・三月

#### 最近の雇用・失業情勢に対応する緊急 ・総合雇用政策

##### はじめに

今わが国の雇用・失業情勢は、極めて厳しい情勢を迎えていた。技術革新と産業構造の変化、そして中曾根内閣・自民党の縮小均衡路線による「行革デフレ」の局面に、更に一年のG5（五カ国蔵相会議）以降の急激な円高の大波が押し寄せたからである。しかも昨年秋の宮沢・ベーカー会談での合意にもかかわらず、円高は今年に入つて再燃した。そのため二月にパリで開かれたG5・G7では一定の合意をみたものの、しかしこれによつ

##### 日本社会党雇用対策本部

て今後いま以上の円高が進まないという保障はない。

大幅な円高とその長期化によって輸出関連企業、とくに中小地場産業は大きな打撃を受け、また、石炭や非鉄金属、さらに鉄鋼・造船・海運・自動車・電機などの基幹産業や先端産業にまで広がり、雇用対策は、当面する緊急の課題となつてゐる。

わが党は先に、円高不況、雇用不安の打開、積極的な財政政策をめざす『経済政策の転換のための六つの政策』を提案したところであるが、今求められていることは、このような

内需拡大のための政策を中心とする構造的な政策を思い切つて推進するとともに、現下の厳しい雇用・失業情勢に対応するため緊急の雇用政策の展開をはかることである。とくに今後の雇用政策は、単に失業対策という後退的なものではなく、雇用政策に経済・産業政策を組み込んだものとすることが求められている。

##### I 最近の雇用・失業情勢の特徴

###### 一、悪化する雇用・失業情勢

技術革新の進展と産業構造の変化、これに追い打ちをかけるような一昨年秋以来の急激かつ大幅な円高の進展のなかで、雇用・失業情勢はますます深刻化している。完全失業者数及び完全失業率は、一昨年平均の一五六万人、二・六%から、昨年平均は一六七万人、二・八%に達し、ことし一月の完全失業者は一八二万人、完全失業率はこの統計史上初の三%を記録する一方、有効求人倍率も、一昨

年平均〇・六八倍から昨年平均〇・六二倍と悪化している。今後も情勢の好転は疑問視され、むしろさらに悪化することが懸念されている。

構造不況業種や輸出型の中小企業産地では、企業の倒産や事業の縮小・転換とともに解雇や一時休業などの人員整理・雇用調整が相次いでいる。労働省の調査によれば、一昨年一〇月から昨年一二月までの間に調査対象四四产地のうち円高に連して雇用調整が行なわれているケースが二七产地、解雇者数は四、九六四人、残業規制を実施している事業所数一七〇以上、一時休業を実施している事業所数は二六一以上となっている。

加えて、貿易摩擦や円高への対応策として企業の海外進出が活発化し、民間の調査によれば、一昨年一〇月から昨年一月までの月平均六一件、昨年二四月は八二件、五九七月は一一八件と、加速度的に増えており、産業の空洞化、国内雇用機会の縮小が懸念されている。

## 二、最近の雇用・失業情勢の特徴

1 今日の雇用・失業情勢の悪化は、八五年九月のG5以来の円高の急激な進展がその直接の契機となっている。しかしその根は

深いものであり、単なる景気変動に起因するものでないところにその深刻さがある。

2 最近は一ドルリ一六〇円前後で推移してゐた円ドルレートが更に一五〇円台に再び突入したが、円高をもたらす要因は、もともと我が国の経済構造に内在しているのであり、これに対する対策が求められていた。

しかし、自民党内閣が有効な対策を講ぜず、国内的に問題を抱えたままG5の政治決定が行なわれ、その結果今日の事態が引き起こされることになった。

3 雇用・失業情勢の悪化は、特定の産業及び特定の地域において著しい。

4 特に、最近活発化している企業の海外進出については、多くの企業が生産の一割程度を今後海外に移すことを考えており、このまま生産拠点の海外移転がすすめば一二〇万人の雇用機会が失われる可能性があるとの指摘さえある。

5 こうした状況では今後の対応を誤るならば、政府の第五次雇用対策基本計画の掲げる「昭和六五年度の完全失業率二%程度」の達成はおろか、現在（昨年平均）の二・八%をはるかに上回つて四～五%台に突入し、わが国も高失業時代を迎えることになりかねない。

雇用・失業情勢の特徴は以上であるが、G5以来の円高が雇用の面でどのように産業分

野に影響を及ぼしているかをみると、次のとおりである。

## II 円高による産業・地域経済への影響

### 一、円高による影響の概要

約四割切り上がつた円レートにより、輸出型産業の価格競争力は急速に低下し、新規輸出成約の減少、安価な輸出競合品の増加などにより、わが国の輸出数量は昭和六一年三月より連續して前年同月比マイナスを計上し、輸入数量は大幅な増加を示している。価格指数で見ると、輸出は一貫して落ち込んでおり、六一年に入り前年比で二割近くも価格が下がっている。一方、輸入価格は為替レートと同様に四割以上の値下りを示している。内需型の産業においても国内の需要の冷え込みにより、広範な業種にわたり生産が減少しており、これは大口電力の電力使用量を見ても生産量の落ち込みが窺える。

このように、生産の減少に加え、国内需要の低迷や安価な競合品の輸入により製品の内価格は大幅に低下し、円高による輸出代金の円換算手取りの減少などから、製造業の企業収益は急速に悪化しており、業種によっては大幅な赤字に陥っている。

このため、雇用面においても急速に影響が

広がつており、從前から雇用調整が進められていたアルミ精鍊、非鉄金属鉱業など一部の業種にとどまらず、自動車などの加工組立型産業を含む広範な業種にわたり雇用調整を実施・検討している。失業率が高まりつつあるなかで大方の製造業は五人に一人の社内失業を抱えていると言われており、製造業全体で見ると、企業の人事費負担増は九〇万人分にも相当し、これを雇用削減だけで解決すると、失業率は現在の二・九%から四・二%へとはね上がる、との試算もある。

六二年度の見通しは、素材型産業、加工組立型産業とともに、輸出環境の一層の悪化、国内需要の伸び悩み、競合品の輸入増加、国内価格の低迷などにより、業況の改善を見込む業種はほとんどなく、大部分の業種は更なる業況の悪化を予想している。

## 二、主要産業の現状

円高の影響も、その業種によつて表われかたが違い、比較的輸出比率の高い業種、国際相場商品である業種、比較的内需の割合が高い業種、加工組立型業種、この四つに分類できること。

### (一) 比較的輸出比率の高い業種

鉄鋼、合纖などの比較的輸出への依存度が多い業種では、円高による国際競争力の

低下から、輸出量の減少、輸出代金の円換算手取りの減少がつづいている。また、内需の低迷、輸入品の大幅な増加により、生産は減少し、国内価格が低下している。

鉄鋼では、生産が一億トンベースを割り込み、六一年度は九〇〇〇万トンベースとなる見通しであり、価格も在庫と輸入増加により下落している。高炉五四基のうち一六基が休止しており、休廃止高炉は増える可能性が大きい。こうした状況により、高炉六社は六一年度で四〇〇〇億円の実質赤字に達する見込であり、その厳しさはますますその度合いを強めている。このため、各高炉会社は従来から新規採用の抑制、出向などの雇用調整を行つていたが、こうしたこととに加え臨時休業までも予定し、雇用面において深刻な影響を与えていた。

合纖織維は、この円高で国際分業が進み、生産拠点がアジアN I C Sへ移動している。しかも、国内需要は伸び悩んでおり、人員の余剰感が強く表われているが社内における雇用吸収力も乏しく、出向もできずらくなつており、雇用不安をかかえている。

二、主要産業の現状

円高の影響も、その業種によつて表われかたが違い、比較的輸出比率の高い業種、国際相場商品である業種、比較的内需の割合が高い業種、加工組立型業種、この四つに分類できること。

### (二) 国際相場商品業種

アルミニウム精鍊や、銅・亜鉛・鉛などの非鉄金属鉱業は、その商品が国際相場での価格が決まる商品のため、円高の進行によ

り、国内市況は大幅に低下しており、生産・操業停止、休閑山が相次ぎ、人員整理など雇用面への影響が拡大している。

アルミ精鍊は、アルミ価格が五九年で三六万円だったのが六一年一〇月で二一万円と大幅に下落し、五社五工場であった生産体制は六一年二月に昭和軽金属、一〇月に住友アルミが生産を停止し、現在三社三工場体制となつてている。

非鉄金属鉱業も国際価格に準拠しており、この一年間の国内価格を見ると、銅は三四万円から二五万円、亜鉛は二一万円から一七万円と急落しており、このため休閑山が相次ぎ、六〇年に五九あつた鉱山数は、現在四二にまで減少し、さらに閉山する可能性が強く、雇用不安だけでなく、地域経済に与える影響も図り知れない。

石炭は国際相場商品ではないが、これも国際価格と国内価格との差が広がり苦境に陥っている産業である。石炭価格の内外格差は、一般炭で国内炭一九九七〇円、輸入炭七六八〇円、原料炭は、国内炭二四二八〇円、輸入炭六五四〇円と、三倍もの差があり、炭鉱の雪崩閉山が心配されている。

### (三) 比較的内需の割合の高い業種

石油化学や紙・パルプ、セメントなどの産業のように、比較的に国内需要の割合が

高い産業でも、国内景気の低迷による需要の減少、輸入品の急増、それに伴う輸入原価の低下を先取りした形でのユーザーからの値引き要請などのため企業収益は悪化している。

石油化学の場合は、エチレンで見ると、米国経済の需要圧力により、生産は順調に進んでいるが、米国経済が停滞すれば、米国市場で過剰となつた商品が一気に日本市場に流入する可能性があり、決して予断を許さない状況にある。

セメントは、公共事業の抑制、住宅着工の低迷などにより五五年より生産は減少しており、六一年度の生産は七〇〇〇万トンを割る見通しである。特に、円高により輸入品が急増しており、内外価格差は二倍位開いており、輸入品が多く流入している地域では輸入品がプライスリーダーとなつている。雇用面での影響も深刻で、五九、六年と実施した設備廃棄事業でもまだ人員の余剰感があり、第一時設備共同廃棄を検討している。

#### (四) 加工組立型業種

自動車、家電製品、コンピューターなどの加工組立型産業は、貿易黒字の大半を占めていた産業であるが、こうした産業においても円高の影響は顕著に認められる。

自動車は、初の営業利益が赤字の企業が出るなど、業界全体で経常利益が半減する見通しである。また輸出の大半を占めていた米国市場でアジアN I C Sが参入し、また日本企業も工場の米国への移転により、九〇年代には現地生产能力が一五〇万台となるなど先行きの警戒感は拭えない。

家電製品は、例えばVTRで見ると、輸出数量は増えても円ベースの採算では大きく減収となるなど、円高の影響が表われている。円高リスクを回避するために、東南アジアへ各社シフトし始めている。雇用面での影響は、いまのところまだやかであるが、今後の推移いかんでは顕在化するところとなる。

### 三、円高による地域経済への影響

円高は各産業に大きなインパクトを与えており、地域経済に与えた円高衝撃深度はそ

れ以上のものがある。たとえば、失業率を見ても、三%の大台に乗っている。地域によっては跳ね上がった失業率になつていて、鉄鋼と造船という二大不況業種に大きく依存している北海道の室蘭は、有効求人倍率が、千人の求職にたいして求人はわずか二人という低水準で推移しており、いつたん失業したら室蘭での再就職は絶望的ということになる。このような地域はなにも特殊な例ではなく、全

国数多くの企業城下町といわれる地域や、中小企業で形成している輸出型の産地のような地域では、現在このようない実態にある。

釜石市は鉄鋼に大きく依存しており、鉄鋼製品で占める工業出荷額は六五・五%、工業従業員数の四五・六%を鉄鋼に依存しており、釜石の高炉を休止することによつて、出荷額の落ち込みによる地域経済の冷え込みと、失業者の再就職の困難による人口の流出が一気に表われるであろう。非鉄金属鉱業に大きく依存している大館市は、鉱山の閉山・縮小に伴い失業者があふれ、職業安定所では、再就職を求める人が押しかけ、その整理にハンドマイクを使つたほどである。その他、造船で大きく依存する呉市や、アルミ精錬に依存している大牟田市など、数えあげれば切りがないほどの地域がある。また、輸出型製品で産地を形成している地域も同様に深刻な影響がでている。

こうした地域にたいして、特定地域中小企業対策措置法や中小企業事業転換臨時措置法などの立法措置を講じていいところであるが、対策の内容が金融援助策を中心としたものであるだけに、担保、預金額、保証人などの融資条件が厳しく、せっかくの法的支援も有効に働くまで終わる結果となつていて、

## 一、雇用・失業対策の基本方向

- 1 最近の雇用・失業情勢の悪化は、Iで指摘したように、経済的、社会的、国際的な大きな変化を背景としており、その度合はともかく、決して一時的なものと考えるべきでない。
- 2 わが党はもちろん、政府・自民党を含め、各政党とも、雇用対策を今日の最重要課題としているが、最近の雇用・失業情勢の悪化は、右のような、歴史的とも言うべき大きな変化の中で生じているのであるから、従来のような対応策では、その根本的解決を期待することはできない。それどころか、今後の対応を誤るならば、わが国経済は危機的状況に直面し、高失業時代を迎えることになりかねない。
- 3 従つて、当面、特に雇用情勢の悪化している産業や地域を中心に行なうべき対策を実施するためには、さらに、右のような認識のもとに、この歴史的とも言うべき大きな変化に対応して、中長期的視野に立つて、今後のわが国経済社会の調和のとれた総合的発展の中で完全雇用を実現するための方策を追求しなければならない。

## 二、具体的な雇用・失業対策

一の観点に立つて、次に掲げるような、現行雇用対策諸制度を活用した緊急対策及び現行雇用関係諸制度の改革を実施する。

### (一) 現行雇用対策諸制度の活用による緊急対策

雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、地域雇用促進給付金及び各種職業転換給付金等の現行雇用対策諸制度を活用した緊急対策を実施する。

#### 1 雇用調整助成金制度について

事業活動の縮小に伴い雇用調整を行なった事業主に対して支給される雇用調整

助成金について、政府は、昨年一〇月二〇日から一年間の暫定措置として、①「休業」に対する助成率を二分の一から三分の二（中小企業事業主については三分の一から二分の一）に引き上げ

#### 2 特定求職者雇用開発助成金制度について

五五歳以上の高齢者、心身障害者、特定不況業種及び特定不況地域離職者等の就職が特に困難な者を雇い入れた事業主に対して支給される特定求職者雇用開発助成金について、政府は、昨年一〇月二〇日から一年間の暫定措置として、賃金助成率を1の⑤と同様（重度障害者等については三分の一から二分の一（中小企業事業主は二分の一から三分の二）に引き上げる措置を講じている。

この措置についても、当分の間、存続させることとする。

#### 3 地域雇用促進給付金制度について

この措置についても、当分の間、存続させることとする。

また、離職を余儀なくされる労働者に

離職前訓練を行なう特定不況業種事業主又は当該労働者を特定不況業種事業主のあつせんにより離職後直ちに雇い入れる事業主に対して支給される雇用調整助成金について、④離職前訓練に対する補助額を①の「休業」と同様に増額し、⑤雇入れ事業主に対する賃金助成率を四分の一から三分の一（中小企業事業主については三分の一から二分の一）に引き上げるなどの措置を講じている。

これらの措置を、当分の間、存続させることとする。

環として、「雇用機会不足地域」（雇用機會が不足している地域として労働大臣が指定する地域）「雇用開発地域」（市町村等の協力を得て雇用機会の開発を行なう必要がある地域として労働大臣が指定する地域）及び特定不況地域において、事業場の新增設を行ない、それに伴つて、当該地域内に居住する求職者等を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇い入れた事業主に対して雇用奨励金

（対象労働者一人について、雇用機会不足地域及び特定不況地域は月額一八、〇〇〇円、雇用開発地域は月額二八、〇〇〇円、支給期間は一年）等を支給する地域雇用促進給付金制度について、支給額の増額、指定地域の拡大等の内容の拡充及び弾力的運用を行なう。

#### 4 各種職業転換給付金制度について

1 の②及び④のほか、雇用対策法に基づき、就職が困難な者に対し、就職促進手当、訓練手当、広域求職活動費等を支給し、都道府県知事の委託を受けて職場適応訓練を行なう事業主に対し、職場適応訓練費を支給する等の職業転換給付金制度について、支給額の引き上げ、支給対象の拡大等、その内容の拡充及び弾力的運用を行なう。

### (二) 失業の防止策について

雇用調整を実施しようとする企業が増大する一方、いつたん離職した者の再就職が困難になつて現状にかんがみ、安易な解雇が行なわれないよう一定の解雇規制を実施するなど、失業の防止に全力を挙げる必要がある。このため、次のような措置を講じる。

#### 1 解雇規制の実施

雇用対策法を改正し、三ヶ月の期間内に同一事業所で使用する労働者について、事業所の規模に応じて定める一定数

以上の労働者を解雇しようとする事業主

は、その解雇の三ヶ月以上前に、公労使三者構成による雇用調整委員会に届け出させ、雇用調整委員会はこれについて調査検討の上、やむを得ないと認められる場合を除き、一時帰休その他の解雇に代わるべき措置をとるよう勧告でくるようにするなど、大量解雇を規制する制度を創設する。

なお、この制度は、一定期間継続して雇用されたパートタイマーや臨時労働者についても適用する。

#### 2 企業の海外進出への規制

企業の海外進出が活発化しているが、これに伴つて国内の雇用機会が縮小する

ことのないよう監視を強めるとともに、特に国内の生産拠点を海外に移転することによって失業を発生させることのないよう、労使協議の義務づけをはじめ、必要な規制措置を講じる。

### (三) 企業の失業防止策への助成

1 および2による解雇規制の実施と併せて、事業の縮小や転換を余儀なくされつつも、労働者の解雇を避け、雇用を維持し続けようとする事業主に対して、(一)の1のような雇用調整助成金制度を活用した援助措置を講じる。

#### 1 特定産業・業種対策について

構造不況業種や輸出産地中小企業等の事業の維持・存続が特に困難になつてゐる企業に対し、(一)の1のような雇用調整助成金制度を活用した援助措置を講じるほか、次のような事業の維持・存続または転換に対する援助措置を講じる。

#### 1 構造不況業種対策 ① 法的支援策の強化

産業の維持・存続、円滑な事業転換の環境づくりのため、生産設備の取得に関する特別償却を認める等の税制改正や、石油民間備蓄等の企業義務の緩和等の措置を講じるとともに、産業基盤整備のための基金（雇用創出・促進

基金」(仮称)を創設する。

(2) 鉱業対策の強化

石炭、非鉄金属などの数少ない国内資源部門の産業については、貯炭費用の無利子融資、価格差補給金制度の検討等、助成策を強化し、将来に禍根を残さないよう、その維持・存続に努める。

(3) 輸入品の急増対策

安価な輸入競合品が国内に大量に流入しないよう、監視を強めるとともに、必要な措置を講じる。

中小企業対策

(1) 下請代金支払遅延等防止法の強化

下請代金の賃金部分は現金払いとするよう法改正するとともに、不当に長期にわたる支払手形を振り出す親企業を規制する。

(2) 独占禁止法の運用の強化

中小・下請企業に対する大企業の不当な取引条件の押しつけを排除するため、独占禁止法の運用を強化するとともに、このため必要な公正取引委員会の権限を都道府県知事に移管する。

(3) 産地中小企業の保護・育成

輸出型産地中小企業を保護・育成するため、金融・税制面の優遇等の措置を講じるとともに、公的研究・開発機

関を充実することによって新商品の開発等を行なう。

(4) 中小企業向け官公需の増大

中小企業向け官公需を増大させるため、適格組合の育成等必要な措置を講じるとともに、官公需法の改正に取り組む。

3 事業転換に伴う教育訓練の援助

(一) の1のような雇用調整助成金制度を活用した援助措置のほか、円高の進展により事業の維持・存続が困難になつてゐる輸出産地等の中小企業や、経済・産業構造の変化に積極的に対応しようとする

中小企業が、雇用を維持しつつ事業の転換や新たな事業分野の開拓を行なおうと

する場合に必要となる教育訓練の実施について、訓練期間中の賃金及び訓練費の一部を補助する制度を創設する。

3 地域雇用安定法(仮称)の制定

雇用機会の少ない地域において、当該地域内に居住する求職者を雇い入れるため事業場を新增設しようとする事業主に対し、当該新增設に必要な資金の全部ま

たは一部について、当該地域の失業者数または失業率、求人倍率及び雇い入れる労働者数等に応じて補助または低利融資を行なうとともに、機械等の割増償却、不動産取得税・固定資産税等の軽減等の税制上の優遇措置を講じる制度を創設する。

このため、現行地域雇用促進給付金制度

に、雇用情勢が著しく悪化している地域に対し、重点的に配分する。

2 「臨時雇用創出交付金」の創設

医療、福祉、文化、スポーツなどの社会的生活基盤の整備・拡充や、食品の安全衛生、国土緑化、災害防止など生活上

の安全確保のための施策を推進することによって、雇用不安の著しい特定地域の雇用創出を図ることとし、それに必要な費用を国が支出する「臨時雇用創出交付金」制度を創設する。

(二) 特定地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律(仮称)の制定

地域雇用安定法(仮称)の制定

雇用機会の少ない地域において、当該

地域内に居住する求職者を雇い入れるため事業場を新增設しようとする事業主に

対し、当該新增設に必要な資金の全部または一部について、当該地域の失業者数

または失業率、求人倍率及び雇い入れる労働者数等に応じて補助または低利融資を行なうとともに、機械等の割増償却、不動産取得税・固定資産税等の軽減等の税制上の優遇措置を講じる制度を創設する。

の強化拡充を含めた「地域雇用安定法」(仮称)を制定する。

#### (五) 職業転換対策について

I で指摘したように、最近の雇用・失業情勢の悪化は、技術革新の進展と産業・職業構造の変化、高齢社会化等の経済的社會的変化を背景に生じているが、さらに国内雇用慣行も変化しつつあり、これに対応して、勤労者に「生涯学習」の観点に立つて多様な学習機会を保障することが必要になっている。このため、(一)の1、4及び(三)の3のような職業転換対策を実施するほか、次のような措置を講じる。

##### 1 有給教育休暇制度の確立

勤労者に必要となっている学習機会を保障するため、ILO一四〇号条約（一九七四年の有給教育休暇条約）の趣旨に沿った有給教育休暇制度を確立するとともに、わが国においても一部の企業導入されているサバティカル・リーブ（長期研修休暇）の普及を促進する。

##### このため、「有給教育休暇法」(仮称)を制定する。

##### 2 公的教育訓練体制の整備・拡充

① 公共職業訓練体制の拡充  
技術革新の進展等産業・職業構造の変化に対応できるよう、公共職業訓練

施設の増設、訓練科目の新設と必要な指導員の確保及び設備の整備、入所時期及び訓練期間の弾力化等、公共職業訓練体制を質量とともに大幅に拡充する。

#### (六) 雇用機会の創出について

いつたん社会人となつた者が、その必要に応じて高等教育を受けることができるよう、国公立大学には社会人入学のための「別ワク」を制度的に設ける等、大学及び大学院の社会人への開放を促進する。

##### ③ コミュニティー・カレッジの創設

地域に根ざした一般教育、職業技術教育が進められるよう、各地域における公立の「地域総合短期大学」（コミュニティー・カレッジ）の設立を推進する。

##### 3 公的職業紹介体制の拡充等

① 公共職業安定機関の拡充等  
多様な就業ニーズに対応できるよう、パートバンクを増設し、(八)の3に掲げるテンポラリー・ワーク・バンクを新設するとともに、民間職業紹介機関との連携を含め、情報機器・システムを活用して、求人・求職情報を迅速に提供する体制を整備する。

##### ② 民間就職情報誌・紙の適正化指導等 トラブルの多い民間就職情報誌・紙

について、その掲載する求人広告の内容の適正化及び責任の明確化のため、行政指導を強め、必要な立法措置を講じる。

#### (六) 雇用機会の創出について

雇用・失業情勢を好転させるためには、右に掲げたような措置を講じるとともに、積極的に新たな雇用機会の創出を図る必要がある。このため、次のような措置を講じる。

##### 1 労働時間短縮の推進

わが国の年間総実労働時間は、欧米諸国よりも二〇〇～五〇〇時間も長く、それが国際経済摩擦の要因となつてゐる。労働時間の短縮は、もちろん、国際経済摩擦の解消のためだけでなく、勤労者の生活をゆとりあるものにするため必要になつてゐることであるが、今日、その消費拡大効果や雇用創出効果の観点からも、早急に実現しなければならない課題となつてゐる。このため次のような措置を講じる。

##### ① 労働基準法の改正等

一日八時間・週四〇時間労働制を確立し、年次有給休暇の最底付与日数を二〇日に引き上げ、時間外労働については賃金割増率を五〇%（深夜及び休

日労働については一〇〇%に引き上げるとともに年間一五〇時間以内に制限するなど、労働基準法を改正するとともに、金融機関や公務員の完全週休二日制を積極的に推進する。

② 年次有給休暇の取得促進  
取得率が六割程度で推移している年次有給休暇の完全取得を実現するため、「年次有給休暇取得促進法」(仮称)を制定し、事業主に対し労使協議の上年次有給休暇取得計画を策定し、これを労働基準監督署に届け出ることを義務づける等の措置を講じる。

### (3) ③ トラック輸送労働者の労働時間短縮対策

特に労働時間の長い道路運送業については、トラック輸送労働者の雇用の安定及び労働条件の改善を図るためにも、ILO一五三号条約を批准できるよう、早急に国内法の整備を推進する。

### (4) 中小企業等に対する援助

自力では労働時間の短縮を早急に実施することが困難な中小企業等については、完全週休二日制の導入を円滑に進めるための助成金制度を創設する。育児休業制度の確立

男女ともに職業生活と家庭生活を両立させることができるようにするため、男女ともに職業生活と家庭生活を両立させることができるようとするため、男

女全労働者を対象とし、「選択・有給・原職復帰」の原則に基づく「育児休業法」を制定する。

### 3 雇用創出事業への助成

④ の 3 に掲げたように、雇用機会の創出が特に必要な地域において、この必要に応じて事業場を新增設する事業主に対し、当該新增設に係る資金の補助または低利融資、税制上の優遇措置を講じる制度を創設する。

### (七) 失業者の生活保障について

一般失業給付の給付日数を、当分の間、一律に九〇～一八〇日延長する。

2 特に雇用・失業情勢の悪化している地域の離職者、四〇歳以上の離職者等については、個別延長給付措置を講じる。

3 季節的失業者に対する保険給付(短期雇用特例一時金)を、九〇日分までの手当を支給するよう改善する。

### 4 日雇労働者に対する保険給付(日雇労働求職者給付金)

が二八日未満であっても、二ヶ月で一四日以上就労した者については、その実情に応じて政令で定める日数以上就労した場合には支給できるよう改善する。

### (八) 階層別特別対策

#### 1 中高年齢者

① 高齢者雇用安定法を改正し、六〇歳未満定年制を禁止するとともに、中高齢者の年齢を理由とする雇入れの拒否を制限する。

② 六〇歳以上六五歳までの高齢者については、雇用助成制度を確立する。

③ 六〇歳以上の高齢者については、労働基準法や厚生年金法等の改正により、「部分雇用・部分年金」を選択できる制度を創設する。

#### 2 パートタイマー

パートタイマーの時間当たり賃金等の差別的取扱いを禁止し、その意思に反して解雇することを制限するとともに、事業主が新たに正規従業員を採用する場合には、すでに雇用されているパートタイマーを優先的に採用する義務を負わせるなど、パートタイマー等を保護するため、「パート等保護法」を制定する。

#### 3 派遣労働者

① 労働者派遣法が昨年七月から施行されているが、同法は施行三年後に見直しが行なわれることになつていて、それを念頭に、同法の施行状況について、派遣労働者の保護、権利保障の立場で厳重に監視する。特に労働者派遣事業と労働者供給事業又は請負業との区別

に関する具体的認定基準の運用を厳格に行なうとともに、違法な労働者派遣事業、「業務処理請負業」は厳しく取り締まる。

② 自分の職業能力を生かすため、通常の雇用労働者のように企業に拘束されない形で、隨時就労すること（テンポラリー・ワーク）を希望する者にも応えられるように、公共職業安定機関の機能や体制を拡充し、「テンポラリーワーク・バンク」を創設する。

③ 労働組合による無料の労働者供給事業を援助するとともに、社会保険及び労働保険の擬制適用の措置を講じる。下請労働者

親企業や金融機関など実質的な雇用主に対し、下請企業と連携して雇用責任を負うよう行政指導する。

#### 5 委託労働者

検針員、保険外交員など委託労働者について、企業の実質的な指揮監督下にある場合、企業に雇用責任を負わせるよう行政指導する。

#### 6 季節・出稼労働者

① 北海道等の積雪寒冷地帯における季節労働者について、公共事業等により通年雇用の促進を図るとともに、季節・出稼労働者の求人を確保する。

② (七)の3のように保険給付を改善する。

#### 7 日雇い労働者

公共事業による就労保障を図るとともに、(七)の4のように保険給付を改善する。

#### 8 家内労働者

① 地方公共団体の内職あつせんを拡充する。

#### 9 障害者

② 技術向上のため、公共職業訓練機関、各種学校を開放し、受講料を補助する。

① 障害者雇用に関する職業カウンセラーやその他の専門家を養成するための専門的養成機関を設立する。

② 障害者雇用率制度をはじめ、障害者雇用対策の対象を、障害の種類や程度を問わず、すべての障害者に拡大する。  
③ 公共的障害者雇用事業所の設置や障害者雇用に係る賃金補助制度などを内容とする「保護雇用制度」を確立する。

### 三、地域経済社会の安定と雇用創出

地域社会は、経済の高度成長期における過疎・過密の進行、地域格差の拡大に加え、オイル・ショック以降の低成長、減量経営期においてもこの傾向は更に助长され、国際化・情報化・高齢化とそれにもとづく東京一極化

の進展により、地域全体が低迷を続いている。

しかも、こうした状況に追い撃ちをかけるご

とく第一次産業のスクランプ化、国鉄ローカル線の廃止、国庫補助負担金のカットに象徴

される自治体財政の圧迫が政策的に自民党政府によつてすすめられるとともに、今回の円高不況はそれにだめおしする形で倒産・失業の増大をもたらし、低迷を続ける地域の経済社会は崩壊の危機に瀕している。

現在の地域の傾向は、第一に過疎・離島等における慢性的停滞地域、第二に円高不況により地場産業が著しい打撃を受け、経済社会全般に大きな陰りをもたらされている地域、そして第三に「企業城下町」に象徴されるごとく就業構造、経済全体が特定の産業、企業に偏つており、その企業の倒産、撤退によって自治体の存続 자체が危ぶまれている地域に大別することができる。また、第四として東京一極構造の進展と産業構造の転換によつて大都市圏域においても産業の空洞化等が発生したり東京との格差が拡大したりする現場がみられる地域も指摘される。

こうした各々の地域における対策は、単に産業政策、労働政策などの縦割り、個別施策では不十分であり、基盤自体に亀裂が入つてゐる地域の経済社会の回復に有効性を持ちえない。総合的・複合的な「まちづくり」「むらおかし」の施策が必要であり、その中で雇用問

題も説かなければならぬ。そうした前提を置き、当面の地域経済社会の安定策と雇用創出策について以下の施策が必要である。

#### (一) 全体的施策

##### 1 総合的な地域経済社会発展計画の策定

政府は、「四全総」を策定中であるが、その「中間報告」は東京一極化構造を是認し、国際金融・情報センター都市として東京を位置付け、その機能を拡大させようとしている。「中間報告」においては地方（中京・京阪含む）のビジョンも示され「中間報告」発表後の地方の反発に対し、再び多極分散型国土づくりが強調されているが、国際化・情報化・高齢化のもとで東京の管理中枢機能を更に拡大しようとする方策は、地域格差の更なる拡大にしかつながらない。

当面、緊急の雇用対策の面からも雇用不安の著しい地域に対する「臨時雇用創出特別交付金」の交付、政府保証による起債の発行と交付税における基準財政需要額への算入が必要である。

##### 3 地域福祉体系の整備推進と文化的育成

国際化・情報化・高齢化のもとで深刻な打撃を受けるのは経済社会全般であり、雇用創出も失業対策的なものではなく、できる限り中長期的にも地域の基盤整備がすすめられ、経済社会全体が変化に対応しうる事業・システムづくりを推進することが肝要である。したがつて医療・福祉・文化・スポーツなどの基盤・システム整備、さらに自然の保全や回復を通じる災害防止や環

治体すら一〇〇を超している。こうした財政力の弱い自治体ほど雇用問題をはじめ経済社会の停滞に苦しみ、出口を見出せないでいるといえる。政府は、国と地方の公債発行残高の比較等において「地方裕福論」を展開しているが、現実には地方財政は三三〇〇自治体個々に状況が異なり、しかも昭和五〇年代に入つて以降の財源不足の恒常化、そして五六年度以降の行革路線、六〇年度、六一年度、そして六二年度と年度をおうごとに拡大する国庫補助負担金のカットなど国による地方財政の負担転嫁によつて全般的に財源不足状況に至つている。

当面、緊急の雇用対策の面からも雇用不安の著しい地域に対する「臨時雇用創出特別交付金」の交付、政府保証による起債の発行と交付税における基準財政需要額への算入が必要である。

4 既存産業の保護・育成

政府は、産業構造の転換、産業調整に對し中立的であるかの擬態を示しつつ、金融・税制・補助金等を駆使し、さらに財政縮小均衡路線を継続することによつて民間資本の行動を助長させている。確かに円高・為替レート問題やN I C s を含めた貿易摩擦問題などにより、産業構造そのものが転換点に立つてゐるが、地域における農林漁業、製造業等が調整という名目により、スクランプ化されることを放置すれば地域における産業・雇用はまさに空洞化するしかない。官公需や個人消費拡大策等内需拡大による国内需要の確保、情報提供や技術革新による高付加価値化、新商品開発等による新たな第一次・第二次産業の育成、一・五次、二・五次の展開のための基盤整備に財政・金融上の措置を的確に講ずることが求められている。

##### 5 公共投資・公共事業の積極的拡大と重点配分

公共事業の景気浮揚効果については議論があるが、行革路線に基づく財政縮小均衡により、対G N Pに占める国・地方を通じる財政投資比率が低下しており、それが

下支えを必要とする地域、産業にダメージを与えていることは疑問の余地はない。公共事業におけるあい路は、用地費等に経費が多くかかる、ビッグプロジェクトにおいては地域経済への波及効果が少ないと、超過負担問題あるいは補助事業が地方財政、単独事業を圧迫し実効性が薄れる、重層下請け構造により発注高と原材料使用の差が大ききい、北海道・東北・北信越等を中心とした季節的な落差がある、等であるが、これは改善の余地の無いものではなく各々行政が努力をすれば一定の解決は得られる問題である。不況地域を重点として、住宅、下水道、福祉、文化施設等の波及効果の高いものを中心に、国内資材の使用、地場企業への直接発注等を念頭に置き、自治体の起債発行の拡充のもとで公共投資・公共事業を積極的に拡大すべきである。

## (二) 個別的施策

### 1 産業対策

- ① 利子補給……地場産業・中小企業の運転資金、雇用対策資金として自治体独自に利子補給を行なうと共に、債務保証についても信用組合、保証協会等の機能を拡充させる。
- ② 税制上の措置……経営が困難であり雇用調整を行なわざるをえない企業、新
- ③ 地元資源活用……木材等国産資材の活用を促進させるため、補助・利子補給等を行なう。

### 2 官公需・公共事業対策

- ① 基盤整備……農業・林業・漁業基盤の整備を促進する。
- ② 地元優先……官公需の地場中小企業への発注比率を拡大させるとともに、一括的発注が困難なものは極力分離・分割発注を行なう。

### 3 企業誘致

- ③ 企業誘致……既設の立地企業に対する補助・助成の強化と解雇・撤退に対する規制・行政指導強化をすすめるとともに、市町村の共同、都道府県と市町村の協力等により、新たな企業誘致活動をつめる。

たに当該地域において求職者を雇い入れるため事業場を新增設しようとする事業主に対し、固定資産税等の减免を行なう。

③ 情報の提供……市場調査、需要調査、商品開発等の情報網の整備をすすめ、地場産業・中小企業産品の流通促進を図る。

④ 技術開発……都道府県の工農業試験場、大学の研究室における地場産業・產品の試験・研究開発を促進させるとともに、地場企業・生産組合等の独自の研究開発に対して補助を行なう。

⑤ 市場開拓……自治体外交、住民交流を促進させ、海外の地域市場を開拓する。

⑥ 雇用調整助成金・特定求職者雇用開発助成金等の既存の労働・通産・中小企業対策行政の拡充強化及び国民金融公庫をはじめとする公的融資の拡充をすすめる。

④ 共同化の推進……協同組合あるいは協業組合化を推進し、入札参加や発注の優遇策を講ずる。

⑤ 研究開発……施行技術・工法の研究開発を進め、建築を中心とした雪寒地帯における冬季の公共事業の実施を推進するとともに、消・流雪溝等の整備をすすめる。

### 3 自治体における雇用創出プラン

① 地域福祉システム……福祉・医療等を中心とした公的部門における事業の積極的拡大をはかるとともに、民間との協力をによる共同部門についても育成を推進する。

② まちおこし・むらおこし……観光レクリエーションにのみ偏ることなく、一・五次、二・五次産業等自治体が媒体となつて異業種間交流、高付加価値化を推進し、そのため公社の設立等をすすめる。

の振興のための基盤整備と指導員の配置等をすすめる。

⑤ 以上を骨格として「地域経済社会安定のための雇用創出プラン」の策定の推進をはかる。

#### 4 住民の緊急生活対策

① 高齢者世帯、出稼世帯、失業者世帯に対し、除排費助成を行なうとともに、生活費融資等自治体による消費者金融の拡大をはかる。

② 失業世帯で進入学児童をかかえる世帯にたいし、教育費融資を行なう。

③ 失業等により、住宅ローンの償還が困難になつたものにたいし、公的ローンの場合は返済猶予、民間ローンの場合は公的ローンへの借換等をすすめる。また、家賃補助策を講ずる。

④ この他、医療費・福祉施設入所費等についても段階に応じ、補助・融資・減免等の措置を講ずる。

#### 5 自治体財政対策と制度改革

① 雇用不安の著しい市町村・都道府県にたいし人口に応じ「臨時雇用創出交付金」を交付する。

② 自治体の起債枠を拡大し、その償還について交付税措置を講ずるとともに、その原資として政府保証債の拡大をはかる。

③ 地方税の減免について自治体の権限を拡大するとともに、その財源補填を行なう。

④ 自治体の存立自体が危ぶまれる自治体については、既存の地方債の償還に対する特別の交付税措置を講ずるほか、自治体職員・公営企業職員の人事費について一定期間特別の交付税措置を講ずる。

#### IV 社会的成長と完全雇用の実現のために

わが国は今、経済的にも社会的にも、そして国際的にも、非常に大きな変化に直面し、いわば歴史的転換期を迎えている。「経済大国」の歪みを是正しつつ、新たなわが国経済社会の発展をめざさなければならない。

こうした観点から、わが党は、政府と国民各層の代表による特別の委員会を設置し、この委員会が社会的成長と完全雇用の推進に関する基本計画を策定する、などを内容とする「社会的成長と完全雇用の推進に関する法律」の制定が必要であると考える。

「社会的成長と完全雇用の推進に関する法律案」の大綱は別紙のとおりである。

従つてこれらの諸課題は、相互関連を十分考慮しつつ取り組まなければならぬ。例えば、ゆとりを実現するための基本的条件である労働時間の短縮は、消費の拡大と雇用機会の創出につながる。老後などの安心のための社会保障の充実は、また、消費の拡大につながる。つまり、こうした施策を総合的かつ一括して実現することが、今日、求められているのである。そうしてこそ、わが国が経済的に推進することが、社会的にバランスのとれた、平和で豊かな国として発展していく、いわば「社会的成長」

を遂げることができる。

しかしながら、従来の政府の施策は、各省

庁ごとにバラバラで、この歴史的転換期を乗り切り、今後のわが国経済社会の調和のとれた発展を期待することはできない。こうした状況を打破し、各省庁間の縄張りを超え、政府の経済政策、産業政策、地域振興政策、社会保障政策などを雇用・労働政策と一体のも

#### 第一 総則

#### 「社会的成長と完全雇用の推進に関する法律案」（仮称）大綱

経済的、社会的、国際的な大きな変化の

中で雇用・失業情勢が著しく悪化していることにかんがみ、今後の経済社会の均衡のとれた発展と雇用の安定の確保を図るため、社会的成長と完全雇用の実現を国の方策の基本として確立し、國のあらゆる施策を雇用・労働政策と一体のものとして推進する

とともに、社会的成長及び完全雇用の実現に寄与する産業の育成及び産業構造の変化等に伴つて生じる恐れのある失業の発生の防止のための助成等の措置を講じ、もつてわが国経済の健全かつ調和のとれた発展と労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

(一) 「社会的成長」とは、「社会的公正と平等を実現し、福祉社会を発展させ、さらには文化的欲求を満たし、自然との共存を図るバランスのとれた豊かな社会をつくりあげることをめざす社会経済の成長」をいう。

(二) 「完全雇用」とは、「すべての国民に良好な雇用機会と人間的な労働及び生活が保障されている状態」をいう。

#### (関係者の責務)

(一) 国は、社会的成長と完全雇用の実現を

基本的目的として、必要な施策を策定し、推進しなければならない。

#### (二) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、社会的成長と完全雇用の実現を目標とする國の施策に協力するとともに、当該地域においてこの目標に沿つた施策を推進しなければならない。

#### (三) 事業主の責務

事業主は、その事業を営むに当たつては、社会的成長に十分配慮するとともに、失業の予防その他雇用の安定の確保に努めなければならない。

#### 第二 社会的成長と完全雇用の推進に関する計画

(一) 国は、そのあらゆる施策が社会的成長と完全雇用の実現を基本的な目標として策定又は実施されるようにするため、「社会的成長と完全雇用の推進に関する基本計画」を定めなければならない。

(二) 内閣総理大臣は、「社会的成長と完全雇用の推進に関する基本計画」を策定するため、中央総合雇用推進委員会の意見を聴かなければならない。

(三) 内閣総理大臣は、中央総合雇用推進委員会から意見が述べられたときは、これを尊重しなければならない。

#### 第三 総合雇用推進委員会

(一) 国に中央総合雇用推進委員会を、都道府県に地方総合雇用推進委員会を設置す

る。

(二) 中央総合雇用推進委員会は、産業界、労働界、学識経験者、地方公共団体及び國の行政機関の代表で構成する。

(三) 中央総合雇用推進委員会の委員は、内閣総理大臣が任命する。

(四) 中央総合雇用推進委員会は、第二の社会的成長と完全雇用の推進に関する計画について意見を述べるほか、必要に応じて内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、建議することができる。

(五) 地方総合雇用推進委員会は、産業界、労働界、学識経験者及び地方公共団体の代表で構成する。

#### (六) 地方総合雇用推進委員会の委員は、都道府県知事が任命する。

(七) 地方総合雇用推進委員会は、必要に応じて都道府県知事に対し、建議することができる。

#### 第四 社会的成長と完全雇用の推進に関する実施計画

(一) 国及び地方公共団体は基本計画に基づき、それぞれ、社会的成長及び完全雇用の実現に寄与する産業の育成及び労働者への援助並びに産業構造の変化等に伴つて生じる恐れのある失業の発生の防止のための事業主及び労働者への援助等のための事業主及び労働者への援助等のため、業種又は地域別に必要な特別対策を

実施するための計画を定めなければならぬ。

(二) 国及び地方公共団体が業種又は地域別に特別対策実施計画を策定するに当たつては、それぞれ、中央総合雇用推進委員会又は地方総合雇用推進委員会の意見を聴かなければならない。

#### 第五 雇用創出・促進機構

##### 〔雇用創出・促進機構〕

- (一) 社会的成長及び完全雇用の実現に寄与する産業の育成及び労働者への援助並びに産業構造の変化等に伴つて生じる恐れのある失業の発生の防止のための事業主及び労働者への援助等の事業を実施するため、雇用創出・促進機構を設立する。
- (二) 雇用創出・促進機構は法人とする。
- (三) 雇用創出・促進機構は政労使三者構成による理事会が運営する。
- (四) 〔雇用創出・促進基金〕
- (一) 雇用創出・促進機構の事業に必要な資金として、雇用創出・促進基金を設立する。
- (二) 国は、雇用創出・促進基金の設立に必要な資金を出資しなければならない。
- (三) 事業主は、その雇用責任を連帶して負うため、基金に対し、その事業収益に応じて拠出しなければならない。
- (四) 国は、基金への出資のほか、事業推進

に必要な財源として、一般会計、労働保険特別会計、産業投資特別会計等からの繰入れ又は貸付けを行うものとする。

#### 特定地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案大綱

##### 第一 名 称

「特定地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案」とする。

##### 第二 目 的

この法律は、多数の失業者が発生し雇用の機会が著しく減少している特定地域の状況にかんがみ、当該地方公共団体に対して臨時雇用創出交付金を交付することにより、特定地方公共団体が行う臨時雇用創出事業の実施を促進し、もつて当該地域の住民の雇用の安定と地域の経済社会の発展に寄与することを目的とするものとする。

##### 第三 定 義

この法律でいう「特定地方公共団体」とは、失業率等の高率・急増等により、雇用情勢が著しく悪化している地域で政令で定める基準に該当する地方公共団体をいう。

##### 第四 臨時雇用創出交付金

国は、昭和六二年度から六四年度までの各年度に限り、政令で定める基準に該当する都道府県及び市町村（特別区を含む。以

下同じ）に對して、臨時雇用創出交付金を交付するものとする。

##### 第五 臨時雇用創出交付金の額

(一) 各都道府県に對して交付する臨時雇用創出交付金の額は、各年度、二千円に当該都道府県の人口を乗じて得た額とするものとする。

(二) 各市町村に對して交付する臨時雇用創出交付金の額は、各年度、四千円に当該市町村の人口を乗じて得た額とするものとする。

##### 第六 臨時雇用創出交付金の交付時期

臨時雇用創出交付金は、各年度、六月及び十一月に、各都道府県又は市町村に對して交付すべき額のそれ二分の一に相当する額を交付するものとする。

##### 第七 臨時雇用創出交付金の使途

都道府県及び市町村は、その交付を受けた臨時雇用創出交付金の全額を、当該地方公共団体が雇用創出を旨として行う事務又は事業（国から負担金又は補助金の交付を受けて行うものを除く。以下「臨時雇用創出事業」という。）に要する費用に充てるものとする。

##### 第八 臨時雇用創出事業計画

(一) 都道府県及び市町村は、議会の議決を経て、臨時雇用創出事業の実施に関する計画（以下「臨時雇用創出事業計画」と

する。)を定めるものとする。

この場合においては、当該地方公共団体は、あらかじめ、臨時雇用創出推進委員会の意見を聴かなければならないものとする。

(2) 都道府県及び市町村は、臨時雇用創出事業計画を定めたときは、これを自治大臣に提出するものとする。

(3) 臨時雇用創出推進委員会  
(4) 都道府県及び市町村に、臨時雇用創出事業に関する重要事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、臨時雇用創出推進委員会を設置するものとする。

#### 第十 政令への委任

この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第十一 附 則

- (1) 臨時雇用創出交付金の交付は、不交付団体を除く。  
(2) 臨時雇用創出交付金は、交付税の基準財政収入額に算入しないものとする。  
(3) 六二年度にあつては、特定地方公共団体に交付する臨時雇用創出交付金の額は

平年度の半額とする。

(四) この法律は、公布の日から施行するものとする。

(五) この法律は、昭和六五年三月三一日をもつて、その効力を失うものとする。

(六) 自治省設置法の一部改正

\* なお、臨時雇用創出特別交付金に要する

一九八七・三・二〇

# 「五〇万人雇用創出プラン」の提唱

日本社会党書記長  
日本社会党雇用対策本部長

山 口 鶴 男

による。

自民党政は、内需主導の経済成長路線に転換する必要があるというわが党の主張にまじめに耳を傾けようとせず、そのツケ

(一) 一月の「完全失業者」数は、一八二万人、「完全失業率」3%と、雇用・失業情勢は、過去最悪の事態を迎えていた。低成長経済のもとで、マイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新と産業・職業構造の転換が進み、雇用情勢が悪化しているところへ、円高の急激な進展が追い撃ちをかけたこと

予算是、初年度一、二〇〇億円と見込まれる。

また、この交付金の雇用創出効果は少なくとも六万人を見込む。

\* 「政令で定める基準」については、完全失業率・六一年平均の有効求人倍率及び著しく失業率が上昇し又は有効求人倍率が低下した地方公共団体とする。

(二) 約四割もの大幅な円高がわが国経済に及ぼしている深刻な影響に対し、政府はほどんど無策である。二度に及ぶ宮沢・ベーカー会談や先の「G6」も、「居座り円高」を是正するものではなく、また、自民党政の内需拡大に対する消極姿勢への欧米諸国の批判が明らかとなつてゐる。

自民党政は、速やかに従来の経済・産業政策を転換しなければならない。

自民党政は、すでにことし一月、「経済政策転換のための六つの提案」を発表しているが、雇用問題の解決のために不可欠の前提条件として、この際、改めて、自民党政に對し、わが党の提案を受け入れるよう要求する。

(三) 同時に、最近の雇用・失業情勢の悪化の背景には、情報社会化、サービス経済化、核家族化と高齢社会化、女性の社会的進出等の複雑に絡み合う経済的・社会的変化や、歐米先進諸国の経済の停滞と慢性的に抱える失業問題、N I C S (新興工業諸国) の進出、そしてわが国の世界経済に占める比重と責任の高まり等の国際的な大きな変化があるということを無視するわけにはいかない。また、「経済大国」とは言うものの、労働条件や生活条件、社会保障水準は欧米諸国にまだまだ劣つており、「歪んだ経済大

国」「国民不在の経済大国」となつておらず、それが欧米諸国との経済摩擦の基本的原因となつてゐるのが実態である。

従つて、こうした実情も考慮するならば、今後のわが国が追求すべき道は、中長期的展望のもとに、経済・産業・地域振興・社会保障その他のあらゆる分野の施策と一体となつた雇用対策の推進であり、こうした観点に立つて、わが党は、わが国経済社会の調和のとれた発展と完全雇用の実現とを密接不可分の課題として追求する総合雇用政策の確立を要求する。

(四) わが党は、すでに、以上の観点に立ち、これを制度的に保障するための「社会的成長と完全雇用の推進に関する法律案」(仮称) の大綱をとりまとめており、今国会に提出する予定である。

## 二、「五〇万人雇用創出プラン」 —六つの緊急施策の提唱—

雇用問題の根本的解決のためには、中長期的展望のもとに、社会的成長と完全雇用の実現を一体的に追求する総合雇用政策の確立とその着実な展開が必要であるとしても、当面、

現に深刻な雇用不安・生活不安に陥れられてゐる数百万人ないし一千万人の労働者とそ

の家族を救済するため、緊急対策の実施が求められていることは、言うまでもない。

そのためには、まず、円高を是正し、積極的な財政政策を開拓し、急激な経済・産業構造の転換を避けてゆるやかにこれを進めるようになるとともに、企業が安易に労働者を解雇することのないよう一定の規制措置を講じる必要がある。その上で、不幸にして離職・失業を余儀なくされた労働者について、再就職先の確保、再就職の援助のための措置を講じなければならない。

自民党政は、当面緊急の雇用対策として、「三〇〇万人雇用開発プログラム」を打ち出してゐるが、右のような前提条件が欠けているため、「幻のプログラム」に終わる恐れがある。企業に対し安易な「人員整理」をやめさせ、雇用責任を果たすための最大限の内部努力を求めることが前提としなければ、かえつて企業の安易な「雇用調整」を助長し、その結果労働者の雇用不安を高めることとなる一方、新たに設けられる「地域雇用開発助成金」制度も、「事業おこし」がなく新たに雇い入れようとする事業主がなければ、「絵にかいだ餅」になつてしまふからである。

従つて、わが党は、先に述べたような経済・産業政策の転換、積極的経済政策の展開を前

提としつつ、まず、雇用対策法の大量雇用変動の届出制度の強化による一定の解雇制限の実施を要求する。その上で、ここに、雇用安定と再就職先の確保、再就職の援助のための「五〇万人雇用創出プラン」を提唱したい。

わが党の「五〇万人雇用創出プラン」は、自民党政の三〇万人雇用開発プログラム」を含み込み、これを真に労働者の雇用の安定・確保に役立つようになるとともに、今日の雇用情勢の厳しさを考慮するとそれだけではなお不十分であるから、さらに追加的措置を講じようとするものであるが、その柱は、次のとおりである。

(一) 新規事業分野の開拓促進等と一体的に推進する地域雇用機会の創出

先端技術分野産業、内需に重点を置いた伝統産業・地場産業、福祉産業、余暇関連産業等の育成・振興等と一体となつて雇用機会の創出・拡大を図る。このため、雇用機会に恵まれない特定地域について、地域の振興と雇用機会の創出を目的として事業者に対し、出資、利子補給、債務保険等の援助措置を講じるとともに、新設される「地域雇用開発助成金」制度をさらに拡充することにより賃金助成措置を講じ、着実に雇用機会の創出・拡大を推進する。

(二)

自治体による臨時雇用創出事業の実施ることとし、雇用機会に恵まれない特定地域自治体について、その人口に応じて雇用創出交付金を交付する。当該自治体は、公労使三者構成の「臨時雇用創出推進委員会」に諮問して「臨時雇用創出事業計画」を定めることとしているが、地域の実情に応じ、第三セクターへの出資により、新規事業分野の開拓等に自治体が積極的役割を果たすこととも含め、生活基盤の整備、公共サービスの拡充等により、中長期的展望をふまえつつ、当該地域の経済社会の発展に寄与しうるような形で、新たな雇用機会の創出をめざす。

(三) 完全週休二日制の確立による新たな雇用機会の創出

わが国の長労働時間は国際経済摩擦の要因となつており、欧米諸国からの批判に応え、欧米諸国ではとうに社会常識となつてている完全週休二日制を、わが国においても早急に確立する必要がある。わが党は、それと同時に、完全週休二日制を実施した場合の消費拡大効果及び雇用創出効果を重視したい。

(四) 中高年齢層対策の強化

ME化の進展と産業構造の転換等により中高年齢層の雇用不安が高まっているが、中高年齢層の再就職はきわめて困難になつていて、六〇歳未満定年制の禁止等の措置が必要となつていて、緊急対策として、現行では五五歳以上の求職者等が対象となつていて、特定求職者雇用開発助成金制度の適用対象を四五歳以上に拡大する。

完全週休二日制を実施することとした場合の雇用創出効果については、様々な試算が発表されていることは周知のとおりであるが、昨年夏の「労働白書」においても、「完全週休二日制を適用されていない労働者がこれを適用されることとなつた場合の消費拡大効果は約五兆円、雇用創出効果は約五〇万人」と試算されている。

完全週休二日制を確立するためには、労働基準法の改正、官公庁の土曜閉店、金融機関の土曜閉店等の立法的・行政的措置が必要である。自民党政は、今国会に労働基準法改正案を提出しているが、政府案では「週四〇時間労働制」の実施時間が無期限に先送りされているなど全く不十分であり、早急に完全週休二日制の実施を政府・自民党に迫っていく。

(五) 産業・職業構造の変化に対応した公共職業訓練の拡充

公共職業訓練について、M E化、サービス化の進展等に伴う職業構造の変化に対応したものに拡充しなければならない。緊急対策としては、失業者の再就職援助のため、能力再開発訓練の定員を拡大し、各種専門学校等に委託することとする。

(六) 雇用創出・促進体制の整備

以上の措置とともに、中長期的展望のもとに総合雇用対策を推進していくための体

「総合雇用推進委員会」の設置、雇用創出・促進事業を産業・雇用両面一体的に推進する機関として労使及び行政の代表による理事会が運営する「雇用創出・促進機構」の設立及びその事業に必要な「雇用創出・促進基金」の創設などの措置を講じることとしている。

今後、わが党は、わが党の考え方とこの

制整備として、国民的合意を形成するための産業界、労働界、学識経験者、地方公共団体及び国の行政機関の代表で構成する「総合雇用推進委員会」の設置、雇用創出・促進事業を産業・雇用両面一体的に推進する機関として労使及び行政の代表による理事会が運営する「雇用創出・促進機構」の設立及びその事業に必要な「雇用創出・促進基金」の創設などの措置を講じることとしている。

現在、公約違反、弱いものいじめの売上税率に固執する中曾根自民党内閣の反国民的態度により、暫定予算の編成は必至となっているが、その場合でも、これらの施策をできるかぎり盛り込むよう要求するとともに、本予算審議においてもその実現を追求していく考えである。

## 五〇万人雇用創出プラン

日本社会党

### 【政府案（三〇万人雇用開発プログラム）の内容】

1 教育訓練、出向等を活用した円滑な産業間、企業間移動等の促進

- (1) 職業転換訓練助成制度の創設
  - ① 不況業種の在職者に対する訓練
  - ② 特定不況業種の離職者に対する訓練
- (2) 産業雇用安定センターを活用した円滑な産業間、企業間労働移動の促進

区	分	予 算 額
〔千人〕	百円	
〔三八〕	一二、五〇七	
〔五六〕	二九、二五二	
〔一六〕	七、四五三	
〔二二〕	五、〇五四	
〔一一〕	一六、三四三	

委託訓練を中心とした職業訓練（三～六月間）	〔三八〕	〔五六〕	〔一六〕	〔二二〕
賃金助成	〔三八〕	〔五六〕	〔一六〕	〔二二〕
訓練委託費	〔三八〕	〔五六〕	〔一六〕	〔二二〕
訓練委託費	〔三八〕	〔五六〕	〔一六〕	〔二二〕

① 産業用雇用安定センターへの運営費補助の創設

助の創設

② 出向、再就職あつせん制度の活用

出向  $\frac{1}{2}$  ( $\frac{2}{3}$ )  $\downarrow \frac{1}{2}$  ( $\frac{3}{4}$ )

再就職あつせん雇入れ  $\frac{1}{3}$  ( $\frac{1}{2}$ )  $\downarrow \frac{1}{2}$  ( $\frac{2}{3}$ )

一五、八四一

③ 事業転換、多角化に伴う能力開発の推進

中小企業事業転換等能力開発給付金の創設

賃金等助成  $\frac{1}{3}$

〔一二六〕 一九、〇三一

2、雇用調整助成金の活用による失業の予防、雇用の維持

○休業、教育訓練制度の活用

休業  $\frac{1}{3}$  ( $\frac{3}{4}$ )  $\downarrow$  63・3・31まで延長

教育訓練  $\frac{1}{2}$  ( $\frac{2}{3}$ )  $\downarrow \frac{1}{2}$  ( $\frac{3}{4}$ )

訓練費用 一人一日一五〇〇円

3、雇用機会の開発

(1) 総合的な地域雇用対策の実施

① 地域雇用開発助成金制度の創設

賃金助成  $\downarrow \frac{1}{2}$  ( $\frac{2}{3}$ )

雇用機会拡大のための費用について助成  
(予算措置は六三年度以降)

特定地域雇用開発促進地域……四二地域

〔一九〕

九六五  
五九六

〔一一五〕

六五、〇四〇

② 地域雇用能力開発事業の実施

(2) 高年齢者、特定不況業種離職者等の雇用機会の開発

○特定求職者雇用開発助成金

賃金助成  $\frac{1}{3}$  ( $\frac{1}{2}$ )  $\downarrow \frac{1}{2}$  ( $\frac{2}{3}$ )

重度障害者等  $\frac{1}{2}$  ( $\frac{2}{3}$ )  $\downarrow \frac{1}{2}$  ( $\frac{3}{4}$ )

〔九六〕 六四、〇七五

三六九

### 3、雇用機会の創出（政府案の「3、雇用機会の開発」を補強）

- (1) 総合的な地域雇用対策の実施  
○地域雇用開発助成金の拡充
- (2) 中高年齢者の雇用機会の創出  
○特定求職者雇用開発助成金の拡充

○政府案の産業基盤整備基金を吸収

- (1) 「総合雇用推進委員会」の設置等による完全雇用政策の推進体制の確立  
① 「総合雇用推進委員会」の設置  
② 「雇用創出・促進機構」の設立  
○政府案の産業雇用案定センターの機能を吸収
- 地域雇用開発助成金、特定求職者雇用開発助成金、特定地域開発就労事業、産炭地域開発就労事業等の事務を吸収
- 地域雇用開発助成金「雇用創出・促進基金」を創設
- 政府案の産業基盤整備基金を吸収

#### 4、中長期的展望のもとに経済・産業・地域振興政策等による

- (1) 「総合雇用推進委員会」の設置等による完全雇用政策の推進体制の確立  
① 「総合雇用推進委員会」の設置  
② 「雇用創出・促進機構」の設立

○政府案の産業雇用案定センターの機能を吸収

運営費繰入れ

※政府案(1-2-①)における同センターへの運営費補助分を振り当てる

※《五〇一》

出資金（労働特会五〇億円、産投特会五〇億円、開銀出資一二〇億円、一般会計一億円）

※一二、一〇〇

※《一〇、〇〇〇》

※政府案（通産省予算）における同基金への産投特会及び開銀からの出資各五〇億円、計一〇〇億円は、ここに振り当てる

（政府案3-2参照）  
政府案の規模を倍増

（政府案3-1-1-①参照）  
政府案の規模を倍増

現行（政府案）五五歳以上→四五歳以上

〔六四〕 三八、九八七  
三八、九八七

〔二二〇〕 一五一、六九七

〔八三〕 三九、五八三

〔一九〕 五九六

(2)

完全週休二日制の確立による雇用創出  
(五年間で雇用創出効果五〇万人)

① 労働基準法の改正等

完全週休二日制促進助成金制度の創設

期間

完全週休二日制を早期実施する中小企業等への賃金助成  
新たに雇い入れた労働者について  
一年目<sup>2%</sup>、二年目<sup>1%</sup>、三年目<sup>1%</sup>  
(予算措置は六三年度以降)

○

(三〇)

○

(3)

職業構造の変化に対応した公共職業訓練  
(一般会計)

訓練定員の拡大 九八、一八八人

↓一二八、二八八人

(三〇)

一九、五九七

訓練課目の増設 一八四科

一人月額三万円(六月)

一五、一九一

四、四〇六

(4)

自治体による雇用創出事業の推進  
(一般会計)

社会生活基盤・公共サービス関連事業による  
雇用創出

[六〇] 一二〇、〇〇〇

○自治体雇用創出特別交付金制度の創設

一二〇、〇〇〇

追加措置分合計

社会民主党合計

[五〇〇] 三〇四、六〇三

\*『五〇二』及び『一〇、〇〇〇』は政府案の振り当て分のため、追加必要額には計上していない。  
※追加措置分の会計別内訳は、労働保険特別会計四四、五八三、開銀出資七、〇〇〇、一般会計一三九、六九七百万円。

# 雇用対策法の一一部を改正する法律案

雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 雜則（第二十一条—第二十四条）」を「第六章の二 大量解雇の規制等（第二十一条—第二十二条の十）」に改める。  
第七章 雜則 第二十四条

第七章の章名を削り、第二十二条の前に次の章名を付する。

## 第七章 雜則

第二十一条の前に次の章名を付する。

## 第六章の二 大量解雇の規制等

第二十一条の見出し中「雇用変動」を「雇入れに係る雇用変動」に改め、同条第一項中「事業主」の下に「（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）」を加え、「事業規模の縮小」を削り、「その他の理由による」の下に「雇入れに係る」を加え、「雇入れに係るものにあつては労働省令で定めるところにより、離職に係るものにあつては当該雇用量の変動の前に」を削り、同条第二項中「行なう」を「行なう」に、「前項に規定する雇用量の変動」を「生産設備の新設又は増設、事業規模の縮小その他の理由による雇用量の変動であつて、労働

省令で定める場合に該当するもの」に、「通知するものとする」を「通知しなければならない」に改め、同条第三項を削り、第六章の二中同条の次に次の九条を加える。

## （解雇の届出）

第二十一条の二 事業主は、一の事業所において、一の月に、その月の初日から起算し

て四箇月目の日において現にその使用する労働者の総数（以下この条において「基準日における労働者の総数」という。）の百分

の五（基準日における労働者の総数が、百人未満の事業所にあつては五人、六百人以上上の事業所にあつては三十人とする。以下この条において同じ。）以上の数の労働者を解雇しようとするときは、その月の初日の三箇月前までに、その旨を、中央雇用調整委員会又は地方雇用調整委員会（以下「委員会」と総称する。）に届け出なければならない。

4 前項の書面には、当該事業の経理の状況を記載した書類その他中央委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

5 事業主は、第一項の届出をする場合には、当該届出に係る事項を、当該事業所の労働者で組織する労働組合に通知するとともに、当該事業所の労働者に周知させる措置を講じなければならない。

6 次の各号に掲げる労働者は、第一項の解雇しようとする労働者の数又は同項の基準日における労働者の総数に含まないものとする。ただし、第一号に該当する者が一箇

日ににおける労働者の総数の百分の五以上となるときも、同様とする。

2 労働者の責めに帰すべき理由に基づいて解雇する場合における当該解雇については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 解雇しようとする者の数

二 解雇の予定日

三 解雇の事由

四 解雇する者の選定基準

五 基準日における労働者の総数

六 その他中央雇用調整委員会規則（第二十一条の十を除き、以下「中央委員会規則」という。）で定める事項

月を超えて引き続き使用されるに至った場合

合、第二号若しくは第三号に該当する者が

当該所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

一日々雇い入れられる者

二二箇月以内の期間を定めて使用される者

(調査、勧告等)

三季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四試みの使用期間中の者

(調査、勧告等)

第二十一条の三 委員会は、前条第一項の規定による届出があったときは、当該届出があつた日から起算して二箇月以内に、当該届出に係る解雇に関する必要な調査を行い、当該事業主の営む事業の種類、経営規模、経営状態、事業の種類が同種であり、かつ、経営規模が同程度の他の事業主における労働者の雇用状況等について総合的に判断しうる者に付して、当該解雇がやむを得ないものと認めることができないときは、事業主に対し、理由を付して、当該解雇の全部若しくは一部を取りやめ、若しくは延期し、又は当該解雇に代わるべき措置として配置転換、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の二の雇用安定事業に係る休業等

を実施することその他必要な措置を探るべきことを勧告することができる。

2 委員会は、中央委員会規則で定めるところにより、前項の調査のため必要があると認めるときは、当該事業主その他の関係者に対し、報告に対し、出頭を求めて説明をさせ、若しくは報告を求め、又は当該事業主に対し、必要な張簿書類の提出を求めることができ

る。3 第一項の勧告をしない場合には、委員会は、同項の期間内に、事業主に対し、同項の勧告をしない旨を通知しなければならない。

4 委員会は、第一項の調査をするに当たつては、当該届出に係る事業所に、その労働者で組織する労働組合があるときはその労働組合の、その労働者で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

5 委員会は、第一項の場合において必要があると認めるときは、当該事業主に対し、期間を定めて職業紹介活動を停止する等必要な措置を講ずることができる。

2

前項の公表があつた場合において、公共職業安定所その他の職業安定機関は、必要があると認めるときは、当該事業主に対し、期間を定めて職業紹介活動を停止する等必要な措置を講ずることができる。

(離職者の就職の促進等)

第二十一条の五 第二十一条第一項若しくは

第二十一条の二第一項の届出又は第二十一条第二項の通知があつたときは、国は、職業安定機関と密接な関係のある親事業者（下請代金支払遅延等防止法（昭年三十一年法律第二百二十号）第二条第三項に規定する親事業者をいう。）その他の者に対し、当該届出に係る解雇の全部又は一部を取りやめ、又は延期することができるようにするために必要な援助の措置を探るべきことを

勧告することができる。

6 委員会は、中央委員会規則で定めるところにより、第一項又は前項の勧告に係る措置の実施に關し必要があると認めるときは、当該事業主その他の関係者に対し、報告を求めることができる。

（勧告に從わない場合の措置）

第二十一条の四 委員会は、前条第一項の規定による勧告を受けた事業主が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告の要旨及び理由を公表することができる。

ものとする。

(中央雇用調整委員会の設置)

第二十一条の六 この章の定めるところにより解雇に關し調査し、勧告する等の事務を行わせるため、労働大臣の所轄の下に、中央雇用調整委員会（以下「中央委員会」という。）を置く。

(中央委員会の組織等)

第二十一条の七 中央委員会は、労働者を代表する委員（次項において「労働者委員」という。）、使用者を代表する委員（次項において「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下この条において「公益委員」という。）各七人をもつて組織する。

2 労働者委員は労働組合が政令で定めるとこにより推薦した者について、使用者委員は使用者の団体が政令で定めるところにより推薦した者について、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 中央委員会に、会長を置く。

6 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

7 会長は、中央委員会の会務を總理する。

8 中央委員会に関する事務を処理させるため、中央委員会に事務局を置き、事務局に事務局長その他の職員を置く。

(地方雇用調整委員会)

第二十一条の八 この章の定めるところによりその権限に属させられた事務を行わせるため、都道府県に、地方雇用調整委員会（以下「地方委員会」という。）を置く。

2 前条の規定は、地方委員会について準用する。この場合において、同条第一項中「七人」とあるのは「五人」と、同条第二項中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(管轄)

第二十一条の九 地方委員会は、当該都道県の区域外に他の事業所を有していない事業主に係る事案について管轄し、中央委員会は、地方委員会の管轄に属さない事案について管轄する。

(規則制定権)

第二十一条の十 中央委員会は、その行う手続及びその運営に關し必要な事項並びに地方委員会の行う手續に關し必要な事項について中央雇用調整委員会規則を、地方委員会は、その運営に關し必要な事項について地方雇用調整委員会規則を定めることができる。

第二十四条第一項中「五千円」を「十万円」

に改め、同項第一号中「第二十一条第一項」の下に「又は第二十二条の二第一項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第二十二条の三第二項の規定による出頭をせず、同項の規定による説明をせず、若しくは偽りの説明をし、

同項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による帳簿書類の提出をせず、若しくは偽りの記載をした帳簿書類の提出をした者

第一二十四条第一項第二号中「第二十二条」を「第二十二条の三第六項又は第二十二条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の雇用対策法（以下「新法」という。）第二十二条の二の規定は、同条第一項の規定に該当する解雇であつて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一箇月を経過する日の属する月の翌月以降に係るものから適用し、同月前に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の場合において、当該解雇が施行日から起算して一箇月を経過する日の属する

月の翌月に係るものであるときは、新法第二十一条の二第一項前段中「その月の初日から起算して四箇月前の日において」とあるのは「雇用対策法の一部を改正する法律

(昭和六十二年法律第二号)の施行の日

(以下「一部改正法の施行日」という。)において」と、「その月の初日の三箇月前までに」とあるのは「一部改正法の施行日から起算して一週間以内」と、新法第二十一条の三第二項中「二箇月以内」とあるのは

4 附則第二項の場合において、当該解雇が施行日から起算して二箇月を経過する日の翌月に係るものであるときは、新法第二十一条の二第一項前段中「その月の初日から起算して四箇月前の日において」とあるのは「一部改正法の施行前にした行為及び附則第五

6 特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(一部改正)(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
6 第六条第五項を次のように改める。  
5 雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)第二十二条の二から第二十一条の四までの規定は、第三項の規定により再就職援助等計画の認定を受けた特定不況業種事業主については、適用しない。  
5 第十二条の二第一項中「国営企業労働委員会」を「国営企業労働委員会」に改める。

7 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。  
7 別表第一「労働省の項中「国営企業労働委員会」を「中央雇用調整委員会」に改める。  
7 第十一条第一項中「国営企業労働委員会」を「中央雇用調整委員会」に改める。

8 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。  
8 第十一条第一項中「国営企業労働委員会」を「中央雇用調整委員会」に改める。  
8 第十一条に次の二項を加える。  
8 第二項を次のように改める。  
8 第二項を次のように改める。

一九八七・三

「その月の初日の三箇月前までに」とあるのは「一部改正法の施行日において」と、「その月の初日の三箇月前までに」とあるのは「一部改正法の施行日から起算して一週間以内」と、新法第二十一条の三第二項中「二箇月以内」とあるのは「二箇月以内」とする。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により從前の例によることとされる解雇に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従

雇用保険法(昭和四十九年法律第二百十六号)の一部を次のように改める。

第十一条第三項及び第三十八条第一項中「特

例一時金」の下に「特例基本手当及び特例傷病手当」を加える。

第三十九条第一項中「特例一時金」の下に

## 雇用保険法の一部を改正する法律案

「及び特例基本手当」を加え、「次条」を「それぞれ次条及び第四十条の二」に改め、同条第二項中「前項の規定により特例一時金」の下に「及び特例基本手当」を、「次条第二項」用する第十五条第二項から第四項まで」を、「その者は」の下に「それぞれ」を、「基づく特例一時金」の下に「及び特例基本手当」を加える。

第四十条の次に次の二条を加える。

(特例基本手当)

第四十条の二 特例基本手当は、特例一時金の支給を受けた者が当該特例一時金の特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までの期間内において、当該特例一時金の支給に係る前条第二項の認定があつた日以後失業している日が通算して五十日を超えた場合に、当該五十日を超えた日から当該六箇月を経過する日までの期間内の失業している日について四十日分を限度として支給する。

2 第十五条から第十九条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、特例基本手当について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格」とあるのは「特例基本手当の特例受給資格」と、「受給資格者」とあるのは「特例基本手当の特例受給資格者」と、第十五条第三項中「離職後」

とあるのは「第四十条の二第一項に規定する五十日を超えた日以後」と、第三十四条第四項中「第三十七条第四項」とあるのは「第四十条の三第二項」と読み替えるものとする。

(特例傷病手当)

第四十条の三 特例傷病手当は、特例基本手当の特例受給資格者が、前条第一項に規定する五十日を超えた日以後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、当該五十日を超えた日から同項に規定する六箇月を経過する日までの期間内の当該疾病又は負傷のために特例基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために特例基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る）について、次項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2 特例傷病手当を支給する日数は、四十日から既に特例基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。

3 第三十七条第二項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、特例傷病手当について準用する。この場合において、二項中「前項の認定」とあるのは「第四十条の三第一項の認定」とあるのは「第四十条の三第二項」と読み替えるものとする。

十六条の規定による基本手当の日額」とあるいは「第四十条の二第一項に規定する日額」とあるのは「第四十条の二第二項において準用する」の「第四十条の二第二項」と、第三十四条第四項中「第三十七条第四項」とあるのは「第四十条の三第二項」と読み替えるものとあるのは「第四十条の二第二項において準用する第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項」と、「基本手当」とあるのは「特例基本手当」と、同条第六項中「基本手当」とあるのは「特例基本手当」と、同条第七項中「第一項の認定」とあるのは「第四十条の三第一項の認定」と、「基本手当」とあるのは「特例基本手当」と、同条第八項中「第一項の認定」とあるのは「第四十条の三第一項の認定」と、「受給資格者」とあるのは「特例基本手当の特例受給資格者」と、同条第九項中「第三十七条第一項の認定」とあるのは「第四十条の三第一項の認定」とあるのは「第四十条の三第二項」と読み替えるものとする。第四十一条第一項中「前三条」を「第三十八条から前条まで」に改め、「特例一時金」の下に「特例基本手当及び特例傷病手当」を加える。

第五十七条第一項中「特例一時金の支給を受けた」を「特例受給資格者であつた」に改める。

第六十九条第一項中「第三十七条第九項」の下に「第四十条の三第三項において準用す

る場合を含む。」を、「第四十条第三項」の下に「、第四十条の二第二項」を加える。

第七十二条第一項中「及び第四十条第三項」を「、第四十条第三項及び第四十条の二第二項」に改め、「第三十七条第九項」の下に「、第四十条の三第三項において準用する場合を含む。」を、「第四十条第三項」の下に「、第四十条の二第二項」を加える。

第七十二条第一項中「及び第四十条第三項」を「、第四十条第三項及び第四十条の二第二項」に改め、「第三十七条第九項」の下に「、第四十条の三第三項において準用する場合を含む。」を、「第四十条第三項」の下に「、第四十条の二第二項」を加える。

第七十四条中「第三十七条第九項」の下に「(第四十条の三第三項において準用する場合を含む。)」を、「第四十条第三項」の下に「、第四十条の二第二項」を加える。

第七十八条中「第十五条第四項第一号」の下に「(第四十条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項」を「第十五条第二項(第四十条の二第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「傷病手当」の下に「若しくは特例傷病手当」を加える。

附 則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

## （経過措置）

この法律の施行前に特例一時金の支給を受けた者で当該支給に係るこの法律による改正前の第四十条第二項の認定があつた日以後失業していた日が通算して五十日を超えて、かつ、この法律の施行の際当該特例一時金の特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六月を経過していないものに

関するこの法律による改正後の第四十条の二第一項及び第四十条の三第一項の規定の適用については、第四十条の二第二項中「当該五十日を超えた日」とあるのは「雇用保険法の一部を改正する法律（昭和六十二年四月一日）」を、「第四十条第三項」の下に「、第四十条の二第二項」を加える。

一九八七・三

法律第 号) の施行の日(次条第一項

において「施行日」という。)と、第四十条の三第一項中「当該五十日を超えた日」とあるのは「施行日」とする。

## 理 由

短期雇用特例被保険者が失業した後の就労の実情にかんがみ、特例一時金の支給に係る失業の認定があつた日以後失業している日が通算して五十日を超えた場合には、新たに、四十日分を限度として特例基本手当及び特例傷病手当を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律案

## （目的）

とを目的とする。

（雇用保険法に基づく一般被保険者の求職者給付に関する特例）

第一条 この法律は、最近における著しい経済的不況により多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある現状にかんがみ、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に基づく失業給付等についての臨時特例を設け、もつて労働者の生活の安定を図ることによる。

一 雇用保険法第二十条の規定の適用につ

る

いては、同条第一項中「一年」とあるのは「二年」と、同条第二項中「起算して一年」とあるのは「起算して二年」と、「一年」とあるのは「二年」と、「当該一年」とあるのは「当該二年」とする。

二 雇用保険法第二十二条の規定の適用については、同条第一項中「三百日」とあるのは「三百九十九日」と、「二百四十九日」

とあるのは「三百三十日」と、「二百十日」とあるのは「三百日」と、「百八十日」とあるのは「二百七十日」と、「九十日」とあるのは「百八十日」と、同条第二項中「三百日」とあるのは「三百九十日」と、「一百四十日」とあるのは「三百三十日」と、同条第三項中「九十日」とあるのは「百八十日」とする。

(雇用保険法に基づく「雇労働被保険者の求職者給付に関する特例」)

三条 雇用保険法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者のうち、日雇労働者の就職が著しく困難である地域として労働大臣が指定する地域（以下この条において「指定地域」という。）内に居住し、又は指定地域内にある同法第五条第一項の適用事業に雇用される者であつて政令で定めるものに対する同法第三章第四節の規定の適用については、次の各号に定めるところによ

雇用保険法第四十五条の規定の適用については、同条中「二十八日分」とあるのは、「十四日分から二十七日分までの範囲内において、雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律第三条に規定する指定地域に係る日雇労働者の就職状況を考慮して政令で定める日数分（第五十条第一項において「特例納付日数分」という。）とする。

「百十日」とあるのは「三百日」と、「百八十日」とあるのは「二百七十日」と、「百五十日」とあるのは「二百四十日」と、「九十日」とあるのは「百八十日」と、「百二十日」とあるのは「三百十日」と、同一条第二項中「二百四十日」とあるのは「三百三十日」と、同一条第三項中「五十日」とあるのは「百四十日」とする。

#### 第四条 船員保險法（昭和十四年法律第七十

附則

(船員保険法に基づく失業保険金に関する特例)  
四条 船員保険法（昭和十四年法律第七十  
三号）の規定による失業保険金の支給を受  
けることができる者に対する同法第三章第  
四節の規定の適用については、次の各号に  
定めるところによる。

1 附 則（施行期日等）  
この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

船員保険法第三十三條ノ十の規定の適用については、同条第一項中「一年」とあるのは「二年」と、同条第二項中「起算シ一年」とあるのは「起算シ二年」と、「二年ニ」とあるのは「二年ニ」と、「当該一年」とあるのは「当該二年」とする。  
二、船員保険法第三十三条ノ十二の規定の適用については、同条第一項中「二百四

る。

#### (経過措置)

3 前項に規定する者のうち、この法律の施行前に、同項の期間内に取得した一般受給資格（以下この項において「前の一般受給資格」という。）又は船員受給資格（以下この項において「前の船員受給資格」という。）に基づく求職者給付又は失業保険金の支給を受け終わった者であつて、この法律の施行の際現に失業しているものに対する第二条及び第四条の規定の適用については、これらの方は、施行日において、前の一般受給資格を取得した者にあつては新たに一般受給資格を取得した者と、前の船員受給資格を取得した者にあつては新たに船員受給資格を取得した者とみなす。この場合において、新たに一般受給資格を取得した者の雇用保険法第十三条に規定する基本手当の受給資格に係る離職の日は、当該前の一般受給資格に係る離職の日とし、新たに船員受給資格を取得した者に係る船員保険法第三十三条ノ三第一項に規定する船員として船舶所有者に使用されなくなった日は、当該前の船員受給資格に係る船員として船舶所有者に使用されなくなった日とし、また、これらの者に係る雇用保険法第二十二条第一項又は船員保険法第三十三条ノ十二第一項に規定する所定給付日数は、九十日とす

る。

#### (廃止)

4 この法律は、施行日から三年以内に廃止するものとする。

#### 理由

最近における著しい経済的不況により多数

一九八七・三月

## 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案

### (目的)

第一条 この法律は、短期労働者及び短時間労働者について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）等と相まって、雇用形態及び賃金、労働時間、雇用期間その他の労働条件を改善し、並びに雇用保険制度等の適用の拡大を図り、及び福利厚生に関する施設の利用を確保し、もつてこれらの者の職業の安定及び福祉の増進に資することを目的とする。

### (労働条件の向上)

二 短期労働者 日々又は期間を定めて雇用される労働者以外の労働者で、同一事業場における同種の一般労働者と比べ所定労働時間が短いもの（所定労働時間及び業務内容が一般労働者と同等であるにもかかわらず、賃金が労働した時間に

とはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

### (定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 短期労働者 日々又は期間を定めて雇用される労働者をいう。

二 短時間労働者 日々又は期間を定めて事業場における同種の一般労働者と比べ所定労働時間が短いもの（所定労働時間及び業務内容が一般労働者と同等であるにもかかわらず、賃金が労働した時間に

の失業者が発生し、又は発生するおそれがある現状にかんがみ、労働者の生活の安定を図るため、雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

よつて算定される者を含む。)をいう。

三 一般労働者 日々又は期間を定めて雇用される労働者以外の労働者で、事業場において標準的な労働者とされるもの(試用期間中の者を含む。)をいう。

四 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

五 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

六 賃金 労働基準法第十一條に規定する賃金をいう。

七 試用期間 試用期間、見習期間、実習

期間その他名称のいかんを問わず、正式の雇入れが条件付とされている場合において、正式の雇入れとなる日前の就労期間のすべてのものをいう。

(適用除外)

第四条 第十三条、第十四条、第十六条及び

第十八条の規定は、一週間の所定労働時間が八時間未満の短期労働者又は短時間労働者については、適用しない。

2 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しないものとし、

同項に規定する船員である短期労働者及び短時間労働者の職業の安定及び福祉の増進のための措置については、この法律に準じて、別に法律で定める。

3 この法律は、国家公務員及び地方公務員

については、適用しないものとし、国家公務員である短期労働者及び短時間労働者並びに地方公務員である短期労働者及び短時間労働者の職業の安定及び福祉の増進のための措置については、この法律に準じて、別に法律で定める。

(公共職業安定所の紹介による雇入れ)

第五条 使用者は、公共職業安定所の紹介により短期労働者又は短時間労働者を雇い入れるよう努めなければならない。

(労働条件を記載した書面)

第六条 使用者は、短期労働者又は短時間労働者との労働契約の締結に際しては、賃金、労働時間、雇用期間、休暇その他の労働省令で定める労働条件を書面で明示し、当該労働契約が成立したときは、遅滞なく、当該労働条件を記載した書面を当該労働者に交付しなければならない。この場合において、当該使用者は、遅滞なく、当該労働条件を記載した書面の写しを労働基準監督署長及び公共職業安定所長に提出しなければならない。

(短期労働者の雇入れ)

第七条 使用者は、就労させる業務が、季節的業務、事業の期間が予定される事業に係る業務その他短期労働者を雇い入れることについてやむを得ない事情があるものとし

て労働省令で定める業務(以下「季節的業務等」という。)である場合を除き、短期労働者を雇い入れてはならない。

2 使用者は、短期労働者を雇い入れる場合には、当該季節的業務等について当該短期労働者が必要とされる期間を雇用期間として別に法律で定めたものとし

3 使用者が前項の規定に違反する労働契約を締結したときは、当該季節的業務等について当該短期労働者が必要とされる期間を雇用期間とする労働契約が締結されたものとみなす。

4 使用者は、短期労働者が当該雇用期間中に離職した場合には、当該離職した日後の当該季節的業務等の期間について、当該短期労働者が就労していた業務に就労させるため、短期労働者を雇い入れてはならない。

ただし、当該離職が、当該短期労働者の自己の都合による退職又は自己の責めに帰すべき事由に基づく解雇による場合は、この限りでない。

5 短期労働者が当該雇用期間を超えて引き続き使用されるに至った場合には、当該労働契約の当事者間に、引き続き使用されるに至った日に、一般労働者としての労働契約(当該短期労働者の所定労働時間が当該事業場における同種の一般労働者の所定労働時間より短いときは、従前の所定労働時

間を所定労働時間とする短時間労働者としての労働契約)が締結されたものとみなす。この場合において、当該短期労働者であつた期間が当該事業場における一般労働者の試用期間を超えるときは当該試用期間を経過したものとし、試用期間に満たないときは残余の期間を当該労働者の試用期間とする。

6 使用者は、前項の規定により一般労働者又は短時間労働者となつた労働者の従前の短期労働者として雇用されていて期間については、同項後段に定めるもののほか、当該期間に係る所定労働時間に応じて、新たな一般労働者又は短時間労働者の雇用に係る賃金その他の労働条件に係る期間として取り扱わなければならない。

7 前条の規定は、第五項の規定により短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなされた場合に準用する。

#### (雇用短期労働者等の優先雇用)

第八条 使用者は、短時間労働者又は一般労働者を募集しようとする場合において、現に雇用する短期労働者又は短時間労働者で当該募集に係る業務に従事しているもの(現に雇用する短期労働者又は短時間労働者で当該業務に係る職業訓練を受けているもの及び当該募集に係る短期労働者又は短時間労働者として雇い入れることが予定さ

れている者を含む。以下この条及び次条第二項において「雇用短期労働者等」という。)がいるときは、事業場の見易い場所に掲示する等の方法により、当該募集する旨及び当該募集に係る労働条件を雇用短期労働者等に周知させなければならない。

2 使用者が短時間労働者又は一般労働者を募集した場合において、雇用短期労働者等が当該募集に応ずる旨の申出をしたときは、当該使用者と当該申出をした雇用短期労働者等(当該申出をした雇用短期労働者等の数が当該募集している短時間労働者又は一般労働者の数を超えるときは、使用者が試験その他の方法により選定した当該募集に係る数の雇用短期労働者等との間に、当該募集に係る雇入れの決定が行われた日に、当該募集に係る短時間労働者又は一般労働者との間に、当該募集に係る数の雇用短期労働者等との間に、当該募集に係る数の雇用短期労働者等との間に、当該募集に係る雇入れの決定が行われた日に、当該募集に係る短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなす。この場合においては、前条第五項後段及び第六項の規定を準用する。

3 第六条の規定は、前項の規定により短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなされた場合に準用する。

(一般労働者又は短時間労働者としての労働契約の成立)

第九条 使用者が第七条第一項又は第四項の規定に違反して短期労働者を雇い入れた場合には、当該使用者と当該短期労働者との間に、一般労働者としての労働契約(当該使用者と当該短期労働者との間に、一般労働者としての労働契約)が締結されたものとみなす。

第十条 使用者は、所定労働時間が一日について五時間かつ一週間にについて三十時間を超える短時間労働者については、一般労働者とするように努めなければならない。

間に、一般労働者としての労働契約(当該短期労働者の所定労働時間が当該事業場における同種の一般労働者の所定労働時間より短いときは、当該短期労働者の所定労働時間を所定労働時間とする短時間労働者としての労働契約)が締結されたものとみなす。

#### 2

使用者が前条第一項の規定に違反して短時間労働者又は一般労働者を雇い入れた場合には、当該使用者と同項の規定により周知の措置が執られたならば応募したであろう雇用短期労働者等(当該応募したではあるこれらの者の数が当該募集していた短時間労働者又は一般労働者の数を超えるときは、使用者が試験その他の方法により選定した当該募集に係る数の雇用短期労働者等との間に、当該募集に係る雇入れの決定が行われた日に、当該募集に係る短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなす。この場合においては、前条第五項後段及び第六項の規定を準用する。

3 第六条の規定は、前二項の規定により短時間労働者としての労働契約が締結されたものとみなされた場合に準用する。

#### (特定の短時間労働者の処遇の改善)

第十一条 使用者は、所定労働時間が一日について五時間かつ一週間にについて三十時間を超える短時間労働者については、一般労働者とするように努めなければならない。

(短期労働者等に係る能力開発事業の実施)

第十一條 使用者が短期労働者又は短時間労働者に対し、一般労働者となることを容易にするための職業訓練を行う場合には、政

府は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業を行うものとする。

(同一労働同一賃金の原則)

第十二条 使用者は、労働者が短期労働者又は短時間労働者であることを理由として、賃金について、同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。

(昇進等同一の原則)

第十三条 使用者は、労働者が短時間労働者であることを理由として、昇進、異動又は解雇について、同一事業場における同種的一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。

(有給休暇等同一の原則)

第十四条 使用者は、労働者が短期労働者又は短時間労働者であることを理由として、有給休暇その他の休暇、休業、休憩時間及び育児時間等の女子に与えられる特別の時間並びに福利厚生に関する施設の利用について、同一事業場における同種の一般労働者と比べ不利益な取扱いをしてはならない。

(短時間労働者の所定労働時間外の労働及び所定休日の労働)

第十五条 使用者は、短時間労働者については、労働基準法第三十二条及び第三十六条の規定にかかわらず、その意思に反して、当該短時間労働者の所定労働時間を超えて労働させ、又は所定休日に労働させてはならない。

(労働協約及び就業規則の適用等)

第十六条 一般労働者の労働組合が締結した労働協約は、当該労働組合の組合員でない労働者及び短時間労働者に適用される労働協約がない場合には、雇用期間及び所定労働時間の事項を除き、当該短時間労働者及び短時間労働者にも適用されるものとす

る。この場合において、二以上の労働組合があるときは、当該短期労働者又は当該短時間労働者のそれぞれの過半数によつて選択される労働組合が締結した労働協約が適用されるものとする。

(求人の申込みの受理に関する特例)

第十九条 公共職業安定所は、使用者が第六条（第七条第七項、第八条第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）、第七条第一項、第二項、第四項若しくは第六項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項又は第十二条から第十五条までの規定に違反したときは、二年以内の期間を定めて、当該使用者の求人の申込みを受理しないものとする。

定によるほか、それぞれこれらの者の過半数を代表する者の意見を聴き、又は同意を得なければならない。

4 労働基準法第九十条第二項の規定は前項の意見について、同法第九十五条第三項の規定は前項の同意について、準用する。

(罰則)

第二十条 第七条第一項、第二項、第四項若しくは第六項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項又は第十二条から第十五条までの規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第六条（第七条第七項、第八条第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）又は第十六条第三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に第七条第一項又は第四項の規定に違反する労働契約により雇い入れられている短期労働者については、この法律の施行の日に、一般労働者としての労働契約（当該短期労働者の所定労

働時間が当該事業場における同種的一般労働者の所定労働時間より短いときは、從前の所定労働時間を所定労働時間とする短時間労働者としての労働契約）が締結されたものとみなす。

3 第七条第四項の規定は、この法律の施行の際に季節的業務等が存する場合において、この法律の施行前に当該季節的業務等に係る短期労働者が離職したとき（この法律の施行前に当該短期労働者が就労していた業務と同種の業務に就労させるため短期労働者を雇い入れているときを除く。）にも、適用する。この場合において、同項中「当該離職した日後の当該季節的業務等の期間」とあるのは、「この法律の施行後の当該季節的業務等の期間」とする。

4 第二十条及び第二十二条の規定は、前項の規定による第七条第四項の規定に係る違反行為については、適用しない。

（社会保険労務士法の一部改正）

6 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十三の次に次の二号を加える。

二十の十四 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律（昭和六十二年法律第二十号）

理由

短期労働者及び短時間労働者の雇用、労働条件等の実情にかんがみ、これらの者の職業の安定及び福祉の増進に資するため、その雇用形態及び賃金、労働時間、雇用期間その他の労働条件を改善し、並びに雇用保険制度等の適用の拡大を図り、及び福利厚生に関する施設の利用を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

5 労働省設置法（昭和二十四年法律第一百六十二号）の一部を次のように改正する。

十四条中第五十九号を第六十号とし、第五十八号を第五十九号とし、第五十七号の次に次の二号を加える。

五十八 第十八号及び第四十六号に掲げるもののほか、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律（昭和六十

二年法律第 号）の施行に関すること。

第八条第一項中「及び労働者派遣法」を「労働者派遣法及び短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律」に改める。

一九八七・四・一

## 臨教審第三次答申に対する見解

日本社会党書記長  
教育改革プロジェクト委員長

山口鶴男

一、本日臨時教育審議会は、第三次答申を行なった。統一自治体選挙を前にして答申がなされたことは、一昨年の第一次答申が東京都議選前、昨年の第二次答申が衆参同日選挙前に発表されたことと合わせ考え、またしても中曾根内閣の教育の政治利用を示すものである。

答申は、「スポーツと教育」まで含む多岐にわたっており、第二次答申に続き「生涯学習体系への移行」の観点からの論議の集約ということになっている。もちろん、今日の教育問題が学校という狭い枠からだけでは論じられないことは当然であり、事実生涯学習の重要性についてはわが党が一貫して強調してきたところである。問題は答申の個々の内容が今日教育改革に課せられている課題とどのように関連しているかに

ついて少しも明らかでないことがある。このことは、臨教審の出発点において「教育の自由化」から「個性主義」へ、そして「個性重視の原則」へと改革の理念について妥協が図られ、不鮮明となり、臨教審の基本理念と改革の目標が明らかとならないまま答申が打ち出されてきた結果である。

一、生涯学習大系への移行については、今次答申では、「評価の多元化」「生涯学習の基盤整備」についてなされている。学歴偏重の評価を多元化するというのは当然であるが、答申の内容は、羅列的で具体性に欠ける。とくに重要なことは、子ども・青年に対する点数であたかも人格までもが格づけられるような評価のあり方である。その意味で非教育的な「五段階相対評価」について、まず改められねばならないにもかかわらず、何ら触れられていないことは、いかに臨教審が教育の実態から遊離しているかを示すものである。また、人事の採用面に

指摘していた教科書検定制度の「廃止」を含む抜本的改革についても妥協がなされ、部分的な手直しとなつたことは、またしても国民の期待に背くものである。同時に、「民間の活力」が至るところで強調されるように、国や行政の責任を転嫁するとともに教育にも市場原理を導入しようとする誤った臨調行革路線を踏襲していることである。また、高校入試については、「適格者主義」をいつそ強めようとしていることにも見られるように、学校間格差をなくし、すべての青年に等しく後期中等教育を保障する」といった今日課せられた国民的課題に逆行する方向を示していることは重大である。

一、生涯学習大系への移行については、今次答申では、「評価の多元化」「生涯学習の基盤整備」についてなされている。学歴偏重の評価を多元化するというのは当然であるが、答申の内容は、羅列的で具体性に欠ける。とくに重要なことは、子ども・青年に対する点数であたかも人格までもが格づけられるような評価のあり方である。その意味で非教育的な「五段階相対評価」について、まず改められねばならないにもかかわらず、何ら触れられていないことは、いかに臨教審が教育の実態から遊離しているかを示すものである。また、人事の採用面に

おいては学歴（あるいは学校歴）主義を打破するような方途を国が率先して行なうような具体案を提示すべきであるが、なされていはない。

一、初等中等教育の改革では、①教科書制度の改革、②後期中等教育の多様化、③就学前の教育の振興、④障害者教育の振興、⑤開かれた学校と管理・運営の確立、⑥通学区域、⑦塾などの民間教育産業への対応など、多岐にわたって触れられているが問題も多い。

まず、教科書制度の改革では期待された検定制度の廃止を含む抜本的な改革の提起はなされず、部分的な手直しにとどまつた。しかも検定を「中立性・公正」などの基準に重点を置くとしていることは、現在以上にし意的な圧力がかかりやすくなり、教科書の個性を殺す結果ともなる危険性が大きい。

答申は初めて「障害者教育」について述べている。これまでこの問題に触れなかつたことに対し強い批判がなされたことの反映である。「障害を有するものも有しないものも共に社会を構成するものであり、手を携えてより豊かな社会をつくりあげるべき仲間である」という認識を持つことを指摘していることは、正しい。しかしそれならば、「誰でも通常の学校に就学させるべきで

あるとする行き過ぎた統合教育」とことさら批判するのではなく、普通学校で学びたい、学ばせたいという子どもや親の願いに反して障害児だけの学校を強制する文部省の制度運営を改めさせるべきである。

自由化論者から「学校選択の自由」として出されていた「通学区域」については、長期の課題としているものの、公教育の基本にかかるものであり、安易な臨教審内部の妥協的集約は問題を残すこととなる。また、就学前教育において重要な保育一元化（幼保一元化）について、事実上これを否定したことにも重大である。

一、今日父母・国民が望んでいる教育改革の課題の一つは、高校入試制度の改革である。しかし、答申は全くその期待を裏切つてゐる。それどころか、現在の教育荒廃をもたらした要因の一つである一九六〇年代以降の「後期中等教育の多様化」を更にすすめようとしていることは重大である。高校進学率九四%という準義務化の状況は、「希望者無試験全員入学」を含む抜本的な改革が問われているのに、誤った「適格者主義」を強める提言を行なつてていることは極めて問題である。また、答申は「受験機会の複数化」を主張しているが、今年の国公立大学の例をみても明らかのように、政策の意図とは逆に学校の一層の序列化と混乱をもたらす恐れが強い。

一、今次答申の柱の一つである高等教育については、財政・組織と運営・設置形態、について触れている。まず、今日重要なことは、国際的に指摘されているわが国の高等教育の水準を高めるために思い切った財政支出を行ない、研究・教育諸条件の整備を図ることであるが及び腰である。とくにこの間の臨調行革路線の下で国立大学の新增設・私学助成が凍結・抑制されてきたことの責任は大きい。国の高等教育にたいする責務を明らかにすべきである。とりわけ、高等教育機関の大都市集中を是正し均衡ある配置が求められているにもかかわらず、その視点を欠いているのは遺憾である。また、大学における自主・自律がうたわれているが、学長を中心とする「執行部の指導性の確立」が強調されている反面、自治の基本である「教授会」の役割が軽視されている。答申はさらに、「教員の任期制」の導入を提起している。この問題は長年議論のあるところであり、大学関係者の合意が前提であつて拙速な実施は混乱を招くこととなる。

一、かねてから議論のあつた「九月入学制度」については、継続審議となつた。国際化イコール九月入学というだけでは国民的合意は得にくい。継続審議となつたことは妥当

である。国際化への対応として「教育の国際化白書」など、いくつかの積極的な提案がなされているのは評価できる。次に答申は「情報化への対応」として、情報モデルの確立、情報化社会型システムの構築、情報環境の整備について述べているが、情報機器の利用に当たって確認しておくべき原則は、あくまで教育は人ととの関係が基本であるということであり、機器は補助的な手段であるということである。答申は、この点の理解が欠落していることを強く指摘したい。

一、最後に、答申は「教育費・教育財政の在り方」について、「教育・研究、文化・スポーツへの重点的な資源配分」と前向きに見えるが、内容上極めて問題である。まず「民間の活力」がことさら強調されている点である。「公共部門の責任」の内容を明らかにすることが必要であり、その前提を欠くと「公共部門と民間部門とが競争的に併存」すべきだとの主張は、「効率」「競争」という本来教育に馴染まない原理の貫徹となる。教育と「受益者負担」の関係についても同じことが言える。また、非常に問題なのは、「国と地方の役割分担と費用負担の見直し」として、義務教育費国庫負担制度について「大膽かつ細心な検討を行う必要がある」としている点である。現在財政当局は国庫

負担制度の改悪を企図しているが、それに手を貸す結果となる臨教審の主張は許されない。学校給食や社会教育の民間委託などの「合理化」の主張についても同様である。

一、「戦後政治の総決算」を主張する中曾根政治が、今この統一自治体選挙で厳しく問われている。父母・国民の教育荒廃克服の願いを逆手にとつて出発した「教育臨調」も、その具体的な争点である。臨教審答申は部分的な点はともかく、基本的には父母・国

民の期待に背を向けてきた。それどころかエリートづくりにつながり、教育制度を複線化する「六年制中等学校」にみられる提案は、教育荒廃に拍車をかけるものである。わが党は、昨年行なった「教育改革の提案」(「ともに生き、学び、育つことを求めて」)をさらに具体化、豊富化するとともに、広範な父母・国民、教育関係者と手を携えて院内外で教育改革のために一層奮闘する決意である。

## 政府の『エイズ予防法案』について (談話)

日本社会党政策審議会  
会長 伊藤茂

一、対策は患者又は感染者と医師との信頼関係を通じて推進すべきなのに、政府案は、これを逸脱している。その理由は、都道府県が「感染者であると疑うに足りる正当な理由のある者が不特定かつ多数の者にエイズの病原体を感染させる恐れがある」とあると認めるときには、健康診断の受診

勧告・命令を出せることとし、これに従わなかつた場合の罰則まで用意していることである。これでは、行政が「医療警察」として過剰な動きを示すケースに対して歯止めがなくなり、著しい人権侵害を招く恐れがある。

一、政府案は、エイズに対するオーバーな不安を国民の間にふりまく恐れがある。とい

うのは、エイズの予防に必要な国民一般を

対象とした対策並びに正しい知識の普及に

むけて立脚しなければならないのは、エイ

ズが性行為感染症（性病）であること、血

液・体液を感染経路とする疾病では、感染

力がエイズの数百倍といわれるB型肝炎の

予防の方が重要であることの二点につきま

からである。いま必要なのは、むしろ「売

淫」対策として売春防止法及び性病予防法

の、「麻薬」対策として麻薬取締法等の、そし

て医療機関における輸血対策として医療法

等の、それぞれの運用を強化することが先

決といわなければならない。

一、昭和六〇年六月以前にアメリカから輸入

した血液精剤を経路として感染した者

（二二二名・本年三月一九日現在）に対する補

償措置が急務なのに、政府案はまったくこ

れに触れていない。しかも、現状では、輸

入血液（製剤を含む）の利用者全体の調査

態勢さえとられていない。医療品の副作用

とはいえないとの理由から、医療品副作用

被害救済基金法の適用ができないという以

上、別途 国家補償のための施策を講じる

べきである。

## 記

通商産業大臣 田 村 元 殿

# 日本社会党雇用対策闘争本部 日本社会党鉄鋼産業対策特別委員会 鉄鋼産業に対する申し入れ

一、余剰設備の廃棄にたいしては、何らかの支援措置を講ずること。

二、廃棄設備に対する固定資産税については、減免措置を講ずること。

三、雇用調整助成措置等に対する支援策は、改善並びに弾力的運用を講ずること。



## 編集後記

▼売上税撤回への爆発的反中曾根反自民の「国民投票」が大合唱された翌一四日の夕刊朝、毎、読が日本の財・官界の非文化性を鋭く指摘、あるいは非難した。毎日が「日米経済戦争の虚実」という文化欄で中谷巖阪大教授が「政府や行政当局が著しく生産者サイドに立っている……重要なことは政府は企業や生産者側の利害を代弁していく消費者を代弁しているのではない」と。また読売は「日本官僚無策の術」という文化欄で「日本の官僚は米国の正当な要求でも、スリカエ、ハグラカシ、しかもチビチビ小出しにしか応じず、そしてサボル……自動車の輸入手続きも米国では三日、日本では三ヶ月という雲泥の差だ」(要旨)。さらに朝日は「米国加州の長村登志雄東銀会長が、このほどロスアンゼルス美術館に新設される江戸絵の日本館建設資金を在米日本大企業に募っていたが一円も集まらない。それで帰国して目下財界人を訪れ歩いているがきびしい。ぜひ個人でも……」という募金呼びかけの記事だ▼いかに貧困な人間の集團か。これで「国際國家日本の役割と責任」などとシャーリー言いのける。さる三月、中国侵略→「満州國」デツチあげ→国際連盟

脱退のNHK特集が青少年に大反響らしい。一口に「日本は恐しい民族だ。とくに官僚がズルイ」というものだそうだ。在日本大使館勤務の欧米エリートたちは、日本との交渉に入る前「これから世界一ズルイ高官と話し合うのか」とため息をするそうだ。▼選挙で拒否されても、なお規定方針とは「大蔵省よ驕るなかれ」だ。大幅所得減税と労働分配率の引き上げを断行しない限り内需拡大はない。誤ったエリート意識に猛省を促したい▼国会には中小生徒が見学に訪れている。女教師に「何を説明し、何を見せるのか」と質したら「建物だけです」と。それもそだらう。官僚出身の議会制民主主義無視の強行採決現場を見学して参考にされたら、それこそ大変だからである。最後に繰り返すが、自民党は九割が売上税反対を住民に約束し、中曾根執行部もそれを認め、それであの惨敗に喰い止めたのである。反対を訴え当選した自民党員の指導部が、売上税の撤回を拒むなら、自民党は昨年のW選挙の中曾根ウソつきに加え、再び二重のウソを国民、住民についたことである。▼「大蔵クーデター」といわれた昨年の税制改悪直後に、憲法(租税法定主義)無視の税収のみを強引に先取り計上した没内需拡大予算案などは所詮内外の公理に合わず、ただただ中曾根沈没の異様なウズが哀れに残るだけであろう。

(S)

「政策資料」 購読料のお知らせ		
年間購読料	四二〇〇円(前納)	定価一部 三〇〇円
郵便振替	東京8-180821	送料一部 五〇円
又は		ご送金は左記へお願いいたします。
大和銀行 衆議院支店		
普通 203888		
日本社会党政策審議会		

政策資料編集委員会	
委員長	五十嵐広三
編集委員	伊藤茂
福間知之	細谷治嘉
清水勇	田中恒利
矢田部理	早川勝
高杉寅忠	瀬尾忠博
渡辺博	安恒良一
志苦裕	村沢牧
押田三郎	佐間田勝美
戸田菊雄	河上民雄
中西績介	糸久八重子
松前仰	松前
福間知之	伊藤茂

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1987年5月1日発行

政策資料第248号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発 行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)

---